

宮津市公報

平成31年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

— 条 例 —

1 宮津市部設置条例の一部を改正する条例	1
2 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	1
4 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2
5 宮津市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	3
6 宮津会館条例等の一部を改正する条例	3
7 宮津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例	8
8 宮津市消防団条例の一部を改正する条例	9
9 宮津市観光交流センター条例の一部を改正する条例	9
10 宮津市天橋立ユース・ホテル条例を廃止する条例	9
11 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	9
12 宮津市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	10
13 宮津市議会議員政治倫理条例	13
14 宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	15
15 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例	16
16 宮津市市税条例等の一部を改正する条例	17
17 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	23
18 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	23

— 規 則 —

2 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	24
3 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	30
4 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	31
5 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	32
6 宮津市財務規則の一部を改正する規則	32
7 宮津市福祉センター条例施行規則を廃止する規則	32
8 宮津市立杉末会館条例施行規則の一部を改正する規則	33
9 宮津市児童館管理運営規則の一部を改正する規則	33
10 予防接種費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則	34
11 宮津市天橋立ユース・ホテル条例施行規則を廃止する規則	35
12 宮津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	35
13 宮津市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	36
14 宮津会館条例施行規則の一部を改正する規則	36
15 宮津市消防団規則の一部を改正する規則	38
16 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	38

— 告 示 —

9 世屋高原家族旅行村の利用料金の承認	39
10 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（岩ヶ鼻自治会）	39
11 宮津市の公の施設の指定管理者の指定（宮津市地域ささえあいセンター）	40
12 平成31年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	40
13 平成31年度の固定資産価格等の固定資産課税台帳登録	40

14 宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱を廃止する要綱	40
15 宮津市医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業補助金交付要綱	41
16 宮津市創生本部設置要綱及び宮津市不当要求行為等対策要綱の一部を改正する要綱	42
17 宮津市家族介護慰労金支給要綱を廃止する要綱	43
18 宮津市敬老会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	43
19 宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱	43
20 宮津市3人乗り自転車貸出事業実施要綱を廃止する要綱	44
21 宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱	44
22 宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	45
23 宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱	45
24 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱	45
25 宮津市紙おむつ排出に係る指定ごみ袋給付要綱を廃止する要綱	46
26 宮津市健康広場交付金交付要綱を廃止する要綱	46
27 宮津市お試し住宅事業実施要綱を廃止する要綱	46
28 宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱	46
29 宮津市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用制限等に係る意見聴取会要綱	46
30 宮津市農業委員会の委員選任に関する要綱の一部を改正する要綱	47
31 宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	48
32 宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	48
33 宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	48
34 宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱	49
35 宮津市民間施設ブロック塀等除却事業補助金交付要綱	50
36 宮津市水道使用料金等審議会設置要綱の一部を改正する要綱	51
37 宮津市公共下水道使用料金等審議会設置要綱の一部を改正する要綱	51
38 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約	52
39 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	52
40 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	52
41 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	53
42 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	53
43 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務委託	53
44 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	53
45 宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	54
46 宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	55
47 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	55
48 宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	55
49 宮津市宮天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	55
50 ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託	56
51 宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	56
52 市府民税等の収納の事務委託	56
53 学校給食費の収納の事務委託	57
54 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任の変更	57
55 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	61
56 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(麻しん、風しん)	62
57 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(日本脳炎)	63
58 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ヒブ感染症)	64
59 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(小児の肺炎球菌感染症)	65
60 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(子宮頸がん予防)	66
61 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(水痘)	67
62 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(B型肝炎)	68

63 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の肺炎球菌感染症）	69
64 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（結核）	70

— 訓 令 —

1 宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程	71
2 宮津市防犯カメラの設置及び運用に関する規程	74
3 宮津市消防団員等表彰規程の一部を改正する規程	75

— 公 告 —

8 公共下水道の共用及び下水の処理の開始	76
9 消防訓練における消防車のサイレン吹鳴	76
10 公示送達	76
11 都市計画の変更による都市計画図書の縦覧(用途地域)	77
12 都市計画の変更による都市計画図書の縦覧(地区計画)	77
13 公共下水道受益者負担金の賦課対象区域の決定	77
14 つつじが丘団地分譲地の宅地の位置、地積及び分譲価格の変更	77

— 水 道 企 業 —

《告 示》

3 宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止届	78
4 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	78
5 宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止届	79
6 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の取消	79
7 水道使用料金の収納の事務委託	80

《規 程》

2 宮津市水道事業処務規程等の一部を改正する規程	80
--------------------------	----

— 教 育 委 員 会 —

《規 則》

1 宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則	81
2 宮津市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則	81
3 宮津市スクールバス運行規則の一部を改正する規則	84
4 宮津市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則	84
5 宮津市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則	85
6 みやづ歴史の館条例施行規則の一部を改正する規則	85
7 宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則	86
8 宮津市就学援助規則の一部を改正する規則	87

《告 示》

4 宮津市教育委員会臨時会の招集	87
5 宮津市教育委員会定例会の招集	87

《訓 令》

1 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程	88
2 宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程	88
3 宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	89

—— 選挙管理委員会 ——

《告 示》

4 京都府議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	90
5 有権者総数の50分の1の数	90
6 有権者総数の3分の1の数	90
7 有権者総数の6分の1の数	90
8 京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所	90
9 京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所	91
10 京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	91
11 京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	92
12 京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時	92
13 京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	92
14 京都府議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	93
15 京都府議会議員一般選挙における期日前投票所	93
16 京都府議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	93
17 京都府議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者の変更	94

—— 公平委員会 ——

《規 則》

1 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	94
----------------------------	----

—— 監査委員 ——

《監査公表》

85 定期監査結果の公表	94
--------------	----

条 例

宮津市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第1号

宮津市部設置条例の一部を改正する条例

宮津市部設置条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企画部」を「企画財政部」に改める。

第2条総務部の項第3号中「広報広聴及び国際交流」を「姉妹友好都市」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第2条企画部の項を次のように改める。

企画財政部

- (1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 定住促進及び空家対策に関すること。
- (4) 広報広聴に関すること。
- (5) 財政に関すること。
- (6) 財産管理及び活用に関すること。

第2条市民部の項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 人権政策に関すること。
- (3) 環境衛生に関すること。

第2条市民部の項に次の1号を加える。

- (5) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

第2条産業経済部の項を次のように改める。

産業経済部

- (1) 商工業及び雇用に関すること。
- (2) 観光に関すること。
- (3) 農林業及び水産業に関すること。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第2号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 3 号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

11 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間、第 3 条の規定にかかわらず、市長の給料は月額720,000円とし、副市長の給料は月額584,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

(宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和49年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

8 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間、第 3 条の規定にかかわらず、給料は月額528,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 4 号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第88号中「73,500円」を「74,400円」に改め、同表第89号中「135,900円」を「137,200円」に改め、同表第90号中「7,100円」を「7,200円」に、「13,800円」を「14,000円」に改め、同表第91号中「85,500円」を「85,900円」に改め、同表第92号中「160,200円」を「161,100円」に改め、同表第93号中「143,400円」を「144,300円」に改め、同表第94号中「92,200円」を「92,900円」に改め、同表第95号中「170,200円」を「171,100円」に改め、同表第96号中「138,300円」を「139,300円」に改め、同表第97号中「114,700円」を「115,500円」に改め、同表第98号中「203,000円」を「203,500円」に改め、同表第99号中「164,200円」を「165,300円」に改め、同表第100号中「146,100円」を「147,300円」に改め、同表第101号中「146,100円」を「147,300円」に、「1,030円」を「1,040円」に改め、同表第102号中「1,030円」を「1,040円」に改め、同表第104号及び第105号中「146,100円」を「147,300円」に改め、同表第106号中「132,400円」を「133,500円」に改め、同表第107号及び第108号中「125,400円」を「126,600円」に改め、同表第110号及び第111号中「146,100円」を「147,300円」に改め、同表第112号中「5,500円」を「5,600円」に、「1,100円」を「1,120円」に改め、同表第115号中「160,200円、147,900円又は143,400円」を「161,100円、148,800円又は144,300円」に改め、同表第116号中「138,300円」を「139,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第5号

宮津市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(宮津市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、食事料」を削り、同条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第17条第1項中「別表の定額による」を「1日につき1,100円を定額とする」に改める。

第18条第1項中「別表の定額による」を「1夜につき10,900円を定額とする」に改める。

第19条を削り、第19条の2を第19条とする。

第21条第2項中「別表の」を「第18条に規定する」に改める。

別表を削る。

(宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和60年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、「別表」とあるのは次表のように」を削り、同項の表を削る。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、「別表」とあるのは次表のように」を削り、同項の表を削る。

(宮津市消防団条例の一部改正)

第4条 宮津市消防団条例(昭和29年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「、「別表」とあるのは次表のように」を削り、同項の表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定による改正後の宮津市職員の旅費に関する条例、宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び宮津市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津会館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第6号

宮津会館条例等の一部を改正する条例

(宮津会館条例の一部改正)

第1条 宮津会館条例(平成17年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表の1会館利用料金の上限の額の表中

「	1 時間につき 7,500円	「	1 時間につき 7,857円	
	1 時間につき 9,000円		1 時間につき 9,429円	
	1 時間につき 1,800円	を	1 時間につき 1,886円	に改める。
	1 時間につき 2,200円		1 時間につき 2,305円	
	1 時間につき 2,400円		1 時間につき 2,514円	
	1 時間につき 3,100円		1 時間につき 3,248円	
」		」		

別表の 2 会館冷暖房装置利用料金の上限の額の項の表中

「	1 時間につき 4,500円	「	1 時間につき 4,714円	
	1 時間につき 3,750円		1 時間につき 3,929円	
	1 時間につき 1,250円	を	1 時間につき 1,310円	に改める。
	1 時間につき 1,000円		1 時間につき 1,048円	
	1 時間につき 2,000円		1 時間につき 2,095円	
	1 時間につき 1,750円		1 時間につき 1,833円	
」		」		

(宮津市ターミナルセンター条例の一部改正)

第 2 条 宮津市ターミナルセンター条例 (平成 2 年条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 宮津市ターミナルセンター使用料の項の表中

「	2,100円	800円	1,100円	を	2,200円	830円	1,150円	に改める。
	2,100円	800円	1,100円		2,200円	830円	1,150円	
」				」				

別表の 2 冷暖房装置使用料の項の表中

「	3,800円	1,200円	1,500円	を	3,980円	1,250円	1,570円	に改める。
	3,000円	1,000円	1,200円		3,140円	1,040円	1,250円	
	3,800円	1,200円	1,500円		3,980円	1,250円	1,570円	
	3,000円	1,000円	1,200円		3,140円	1,040円	1,250円	
」				」				

(世屋高原家族旅行村条例の一部改正)

第 3 条 世屋高原家族旅行村条例 (平成 17 年条例第 26 号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設利用料金の上限の額の項の表中

「	2,250円	「	2,292円	
	4,500円		4,583円	
	6 時間を超える 1 時間 を増すごとに 750円	を	6 時間を超える 1 時間 を増すごとに 764円	に改める。
	2,000円		2,037円	
	3,000円		3,056円	
	15,000円		15,278円	
	1,500円		1,528円	
	600円		611円	
	150円		153円	
	6,000円		6,111円	
」		」		

別表の 2 体験実習館宿泊利用料金の上限の額 (1 人 1 泊の室料) の項の表中「4,000円」を「4,074

円」に、「3,300円」を「3,361円」に改める。

別表の3 体験実習館貸室利用料金の上限の額の項の表中

1人につき 450円	1人につき 600円	6時間を超える1時間を増すごとに1人 150円
1人につき 150円	1人につき 220円	6時間を超える1時間を増すごとに1人 60円
5,250円	6,750円	6時間を超える1時間を増すごとに 1,500円
6,750円	8,250円	

を

1人につき 458円	1人につき 611円	6時間を超える1時間を増すごとに1人 153円
1人につき 153円	1人につき 224円	6時間を超える1時間を増すごとに1人 61円
5,347円	6,875円	6時間を超える1時間を増すごとに 1,528円
6,875円	8,403円	

に改める。

別表の4 設備利用料金の上限の額の項の表中

3,750円	を	3,819円	に改める。
1,500円		1,528円	
600円		611円	

(宮津市B & G海洋センター条例の一部改正)

第4条 宮津市B & G海洋センター条例(平成29年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表の1 体育館の利用料金の上限の額の項の表中

1時間につき 500円	を	1時間につき 509円	に改める。
1時間につき 1,000円		1時間につき 1,019円	

別表の2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額の項の表中「1,000円」を「1,019円」に改める。

(宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部改正)

第5条 宮津市福祉・教育総合プラザ条例(平成29年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表の1 プラザ使用料の項の表中

3,000円	1,000円	1,200円	を	3,050円	1,010円	1,220円	に改める。
6,000円	2,000円	2,400円		6,110円	2,030円	2,440円	
2,400円	800円	1,000円		2,440円	810円	1,010円	
1,300円	500円	600円		1,320円	510円	610円	
6,000円	2,000円	2,400円		6,110円	2,030円	2,440円	
2,400円	800円	1,000円		2,440円	810円	1,010円	
4,000円	1,500円	1,800円		4,070円	1,520円	1,830円	
1日(午前10時から午後8時まで)につき 500円				1日(午前10時から午後8時まで)につき 510円			

別表の2 プラザ冷暖房使用料の項の表中

2,100円	700円	800円	を	2,130円	710円	810円	に改める。
4,200円	1,400円	1,600円		4,270円	1,420円	1,620円	
1,800円	600円	700円		1,830円	610円	710円	
900円	300円	400円		910円	310円	410円	
4,200円	1,400円	1,600円		4,270円	1,420円	1,620円	
1,800円	600円	700円		1,830円	610円	710円	
1,800円	600円	700円		1,830円	610円	710円	

(宮津市林業振興センター条例の一部改正)

第 6 条 宮津市林業振興センター条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「314円」に改める。

(宮津市海洋釣り場条例の一部改正)

第 7 条 宮津市海洋釣り場条例（平成17年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,500円	を	1,571円	に改める。
750円		786円	
300円		314円	
150円		157円	

(宮津漁師町観光商業センター条例の一部改正)

第 8 条 宮津漁師町観光商業センター条例（平成29年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,056円」に改める。

(宮津市都市公園条例の一部改正)

第 9 条 宮津市都市公園条例（昭和54年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 3 有料公園施設を使用する場合の使用料の項の表中

500円	を	520円	に改める。
200円		210円	

別表第 3 の 4 有料公園施設を使用する場合の利用料金の上限の額の項の表中

1,800円	を	1,886円	に改める。
600円		629円	
200円		210円	
500円		524円	

(宮津市立学校使用条例の一部改正)

第 1 0 条 宮津市立学校使用条例（昭和57年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

500円	1,000円	400円	600円	を
500	1,000	400	600	
1,000	2,000	800	1,200	

520円	1,040円	410円	620円
520	1,040	410	620
1,040	2,080	820	1,240

に改める。

(宮津市中央公民館使用条例の一部改正)

第11条 宮津市中央公民館使用条例(平成17年条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表の1 中央公民館利用料金の上限の額の項の表中

1時間につき 300円
1時間につき 500円
1時間につき 200円
1時間につき 150円
1時間につき 200円
1時間につき 200円
1時間につき 500円

を

1時間につき 314円
1時間につき 524円
1時間につき 210円
1時間につき 157円
1時間につき 210円
1時間につき 210円
1時間につき 524円

に改める。

別表の2 中央公民館冷暖房装置利用料金の上限の額の項の表中

1時間につき 200円
1時間につき 200円
1時間につき 400円
1時間につき 400円
1時間につき 150円
1時間につき 150円
1時間につき 100円
1時間につき 100円
1時間につき 150円
1時間につき 150円
1時間につき 150円
1時間につき 150円
1時間につき 400円
1時間につき 400円

を

1時間につき 210円
1時間につき 210円
1時間につき 419円
1時間につき 419円
1時間につき 157円
1時間につき 157円
1時間につき 105円
1時間につき 105円
1時間につき 157円
1時間につき 157円
1時間につき 157円
1時間につき 157円
1時間につき 419円
1時間につき 419円

に改める。

(みやづ歴史の館条例の一部改正)

第12条 みやづ歴史の館条例(平成17年条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表の1 歴史の館利用料金の上限の額の項の表中

1時間につき 2,700円
1時間につき 3,300円

を

1時間につき 2,829円
1時間につき 3,457円

に改める。

別表の2 歴史の館冷暖房装置利用料金の上限の額の項の表中

1時間につき 2,000円
1時間につき 1,500円

を

1時間につき 2,095円
1時間につき 1,571円

に改める。

(重要文化財旧三上家住宅条例の一部改正)

第13条 重要文化財旧三上家住宅条例(平成17年条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表中

1人1回につき 350円	を	1人1回につき 367円	に改める。
1人1回につき 250円		1人1回につき 262円	
1時間につき 300円		1時間につき 314円	
1時間につき 700円		1時間につき 733円	

(宮津市民体育館条例の一部改正)

第 1 4 条 宮津市民体育館条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 体育館利用料金の上限の額の項の表中

1時間につき 1,800円	を	1時間につき 1,886円	に改める。
1時間につき 900円		1時間につき 943円	
1時間につき 500円		1時間につき 524円	
1時間につき 500円		1時間につき 524円	
1時間につき 500円		1時間につき 524円	
1時間につき 500円		1時間につき 524円	
400円		419円	
1時間につき 200円		1時間につき 210円	
1時間につき 200円		1時間につき 210円	

別表の 2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額の項の表中「300円」を「314円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用等に係る使用料又は利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料又は利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料又は利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の利用料金の額の設定は、施行日前においても行うことができる。

* * *

宮津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 7 号

宮津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

宮津市行政財産使用料条例（平成24年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の2.6」を「100分の 4」に、「100分の12」を「100分の 6」に改め、同表備考 2 の次に次のように加える。

3 営利を目的とする使用に係る使用料は、この表に定めるところにより算定した額に、その額の100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第8号

宮津市消防団条例の一部を改正する条例

宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「管轄」を「担当」に改める。

第7条第1項中「510人」を「430人」に改め、同条第2項第1号中「450人」を「370人」に改める。

第16条第2項を削る。

第17条第1項各号列記以外の部分中「水火災」の次に「その他の災害」を加え、同項第1号中「水火災」の次に「その他の災害」を加え、「2,000円」を「2,500円」に改め、同項第2号中「2,000円」を「2,500円」に改め、同項第3号中「訓練」の次に「等」を加え、「1,800円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市観光交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第9号

宮津市観光交流センター条例の一部を改正する条例

宮津市観光交流センター条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「100円」を「200円」に、「500円」を「1,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の駐車料金について適用し、同日前の駐車料金については、なお従前の例による。

* * *

宮津市天橋立ユース・ホテル条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第10号

宮津市天橋立ユース・ホテル条例を廃止する条例

宮津市天橋立ユース・ホテル条例（平成17年条例第46号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第11号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.9」を「100分の5.5」に改める。

第4条中「100分の25」を「100分の30.4」に改める。

第5条中「20,600円」を「24,200円」に改める。

第5条の2第1号中「14,600円」を「17,200円」に改め、同条第2号中「7,300円」を「8,600円」に改め、同条第3号中「10,950円」を「12,900円」に改める。

第7条中「100分の10.4」を「100分の11.4」に改める。

第7条の2中「8,600円」を「9,100円」に改める。

第7条の3第1号中「6,100円」を「6,500円」に改め、同条第2号中「3,050円」を「3,250円」に改め、同条第3号中「4,575円」を「4,875円」に改める。

第8条中「100分の1.7」を「100分の1.9」に改める。

第9条中「100分の12.4」を「100分の14.6」に改める。

第9条の2中「8,900円」を「10,400円」に改める。

第9条の3中「4,600円」を「5,500円」に改める。

第23条第1号ア中「14,420円」を「16,940円」に改め、同号イ（ア）中「10,220円」を「12,040円」に改め、同号イ（イ）中「5,110円」を「6,020円」に改め、同号イ（ウ）中「7,670円」を「9,030円」に改め、同号ウ中「6,020円」を「6,370円」に改め、同号エ（ア）中「4,270円」を「4,550円」に改め、同号エ（イ）中「2,140円」を「2,280円」に改め、同号エ（ウ）中「3,210円」を「3,420円」に改め、同号オ中「6,230円」を「7,280円」に改め、同号カ中「3,220円」を「3,850円」に改め、同条第2号ア中「10,300円」を「12,100円」に改め、同号イ（ア）中「7,300円」を「8,600円」に改め、同号イ（イ）中「3,650円」を「4,300円」に改め、同号イ（ウ）中「5,480円」を「6,450円」に改め、同号ウ中「4,300円」を「4,550円」に改め、同号エ（ア）中「3,050円」を「3,250円」に改め、同号エ（イ）中「1,530円」を「1,630円」に改め、同号エ（ウ）中「2,290円」を「2,440円」に改め、同号オ中「4,450円」を「5,200円」に改め、同号カ中「2,300円」を「2,750円」に改め、同条第3号ア中「4,120円」を「4,840円」に改め、同号イ（ア）中「2,920円」を「3,440円」に改め、同号イ（イ）中「1,460円」を「1,720円」に改め、同号イ（ウ）中「2,190円」を「2,580円」に改め、同号ウ中「1,720円」を「1,820円」に改め、同号エ（ア）中「1,220円」を「1,300円」に改め、同号エ（イ）中「610円」を「650円」に改め、同号エ（ウ）中「920円」を「980円」に改め、同号オ中「1,780円」を「2,080円」に改め、同号カ中「920円」を「1,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

— * * * —

宮津市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第12号

宮津市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域（以下「地区整備計画区域」という。）に限る。）内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な土地利用を図り、もって適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域内においては、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定が改正された場合における改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(建築物の壁面の位置の制限)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表エ（ア）欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の規定の適用については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「階段室等」という。）の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表エ（イ）欄に掲げる数値までは、当該建築物の高さに算入しない。

(垣又は柵の構造の制限)

第8条 垣又は柵の構造は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表オ欄に適合するものでなければならない。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外に渡る場合等の措置)

第9条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外に渡る場合又は計画地区の2以上に渡る場合における第4条又は第5条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が地区整備計画区域外に属するときは、その建築物又は敷地の全部についてこれらの規定は適用せず、その敷地の過半が地区整備計画区域内に属するときは、区域内に属する敷地の最大部分が属する計画地区に係るこれらの規定をその建築物又は敷地の全部について適用し、第6条から前条までの規定の適用については、建築物の部分の属する計画地区の制限を当該建築物の部分に適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合にお

いては改正前の規定を含む。)の適用を受けない始期をいう。以下この条において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後の延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第2項及び第53条第1項又は第2項の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(公益上必要な建築物の特例)

第11条 市長がこの条例の適用に関し、公益上必要な建築物で用途上及び構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第13条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条又は第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条第1項の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第6条、第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	区域
宮津難波野地区地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された宮津難波野地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条—第8条関係）

地区整備計画の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ		オ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	建築物の高さ	階段室等の特例	
					(ア) 最高限度	(イ) 階段室等の特例	垣又は柵の構造の制限

宮津難波野地区	A地区(第一種低層住居専用地域)	—	200平方メートル	1.5メートル	—	—	道路側の敷地の部分に設置する場合は、宅地地盤面からの高さを1.6メートル以下とすること。ただし、道路に沿って幅0.6メートル以上後退して設置される場合及び生垣を設置する場合は除く。
	B地区(第一種住居地域)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ)項に掲げる建築物 (2) ホテル又は旅館 (3) 店舗又は飲食店 (4) 前3号の建築物に付随するもの	200平方メートル	1.5メートル	10メートル	5メートル	道路側の敷地の部分に設置する場合は、宅地地盤面からの高さを1.6メートル以下とすること。ただし、道路に沿って幅0.6メートル以上後退して設置される場合及び生垣を設置する場合は除く。

* * *

宮津市議会議員政治倫理条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第13号

宮津市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、宮津市議会基本条例（平成23年条例第29号）第18条の規定に基づき、宮津市議会議員（以下「議員」という。）は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課されていることを深く自覚し、その品位の保持に努めるとともに、議員の行動規範を定めることにより、宮津市議会（以下「議会」という。）が市民に信頼され、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割と責任を深く自覚し、宮津市議会基本条例に従って、議員本来の使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、第4条の政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実に疑惑を解明するとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(宣誓書の提出)

第3条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の規定を遵守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 公職者として、法令を遵守し、常に人格の向上に努め、その品位及び名誉を損なう行為を慎み、公務の執行に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附又は便宜を受けないこと。
- (3) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 国、京都府又は本市が行う許可、認可等の処分その他の行為又は請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利となるよう働きかけないこと。
- (5) 本市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (6) 本市の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、有利又は不利な取扱いをするよう要求しないこと。

(請負等に関する制限)

第5条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。

(審査の請求)

第6条 議員について第4条又は前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては議員の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては議員の定数の7分の1以上で、かつ、2以上の会派に属する議員の連署をもって、それぞれの代表者（以下「審査請求人」という。）から議長に対し審査の請求をすることができる。

(審査会の設置等)

第7条 議長は、前条の審査の請求があったときは、これを審査するため、宮津市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。

2 審査会は、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

(1) 第4条又は第5条の規定に違反する行為の存否

(2) 第4条又は第5条の規定に違反する行為があったと認定した場合における当該行為をした議員に対する措置

3 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、議員及び学識経験を有する者のうちから議長が指名又は委嘱する。ただし、審査請求人及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、委員となることができない。

5 委員の任期は、第9条第1項に規定する議長への報告が終了するまでの間とする。

6 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 議長が審査対象議員に該当するときは、副議長が、第1項及び第4項に規定する行為を行う。この場合において、第9条から第13条までの規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。

10 議長及び副議長が審査対象議員に該当するときは、議会運営委員会において協議し、指名された議員が第1項及び第4項に規定する行為を行う。この場合において、第9条から第13条までの規定中「議長」とあるのは「第7条第10項前段の規定により指名された議員」と読み替えるものとする。

(審査会の運営)

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 前項の規定にかかわらず、審査会は、第4条又は第5条の規定に違反する行為があると認められる審査対象議員について議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛の勧告その他の勧告を求める旨を審査結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を必要とするものとする。
- 5 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。
- 6 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、審査対象議員、識見を有する者等に対し、会議への出席を要請し、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 7 審査請求人又は審査対象議員は、審査会から会議への出席の要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実に応える義務を負う。
- 8 審査対象議員は、会議において弁明することができる。
- 9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 10 委員は、その職務を政治的な目的のために利用してはならない。
- 11 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 12 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、会長が審査会に諮って定める。

(議長への報告等)

第9条 審査会は、審査が終了したときは、審査結果を議長に報告するものとする。

- 2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

(審査結果の通知)

第10条 議長は、前条第1項の報告を受けたときは、速やかに審査結果を審査請求人及び審査対象議員に対して通知するものとする。

(意見書の提出)

第11条 審査対象議員は、前条の通知を受けたときは、審査結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対し意見書を提出することができる。

(審査結果等の公表)

第12条 議長は、審査結果を公表しなければならない。この場合において、前条の意見書が提出されたときは、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第13条 議会は、審査会の報告を尊重し、審査対象議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 議長は、議会在前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(宮津市議会基本条例の一部改正)

- 2 宮津市議会基本条例(平成23年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

* * *

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第14号

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 前2条の規定にかかわらず、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けた場合には、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、逮捕等を受けたことが明らかになった時が議員報酬の支給期日の直前であることその他の理由により当該支給を差し止めることができない月の議員報酬については、この限りでない。

2 前項本文の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）の理由となった刑事事件に関し、公訴を提起しない処分があった場合、公訴を提起されることなく逮捕された日から1年を経過した場合又は無罪判決が確定した場合その他有罪判決を受けることがなくなった場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

3 議員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間（以下「不支給期間」という。）に係る議員報酬は、支給しない。この場合において、当該議員報酬のうち既に支給したもの（以下「返納対象議員報酬」という。）があるときは、当該議員は、返納対象議員報酬を返納しなければならない。

(1) 刑事事件に関して有罪判決が確定した場合 逮捕等期間

(2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該刑事施設に収容された期間

(3) 議決により一定期間の出席停止の懲罰が科された場合 当該一定期間

4 一時差止処分に係る議員報酬の額及び不支給期間に係る議員報酬の額（返納対象議員報酬の額を含む。）は、各月における逮捕等期間又は不支給期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割によって計算した額とする。

第6条に次の3項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間（当該基準日以前6箇月以内に係る部分に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6箇月の期間の現日数を基礎として日割によって計算した額の支給を一時差し止めるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において不支給期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該不支給期間（当該基準日以前6箇月以内の期間に係る部分に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6箇月の期間の現日数を基礎として日割によって計算した額は、支給しない。

5 第4条の2第2項及び第3項後段の規定は、前2項の場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第15号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「企画部」を「企画財政部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の宮津市議会委員会条例の規定に基づく常任委員会で審査され、又は調査されている事件(次項に規定するものを除く。)は、改正後の宮津市議会委員会条例の規定に基づき当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の宮津市議会委員会条例の規定に基づく常任委員会で調査されている観光及び空家・空地対策に関する事件は、当該事件の報告が終了するまでの間、改正後の第2条の規定にかかわらず、改正前の宮津市議会委員会条例の規定に基づく常任委員会の所管とする。

* * *

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第16号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

(宮津市市税条例の一部改正)

第1条 宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第35条の6第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第4条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第4条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第6条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第5項中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条の3第4項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第5項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第21項中「附則第15条第46項」を「附

則第15条第47項」に改める。

附則第 6 条の 4 第11項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第 9 項第 5 号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 5 号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項第 4 号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第 6 号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法附則第15条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第12条第 1 項中「法附則第30条第 1 項」を「平成18年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第30条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第30条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第12条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第30条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第30条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第12条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第30条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第30条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第12条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第12条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附則第18条中「第17項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第42項」を「第28項、第32項、第36項」に改める。

第2条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第11条の2に次の3項を加える。

- 2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車¹が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第11条の2を附則第11条の2の2とし、附則第11条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第11条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第11条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（同条第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第12条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車²が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車²が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車（平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第12条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車（前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第12条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車（平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、

当該軽自動車平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、宮津市市税条例の附則第11条の次に次の5条を加える改正規定(同条例附則第11条の6第2項に係る部分に限る。)中「については、」の次に「当分の間、」を加え、同条例附則第12条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、宮津市市税条例第51条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、

同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第 2 条のうち、宮津市市税条例附則第 18 条の改正規定中「第 44 項」を「第 43 項」に、「第 48 項」を「第 47 項」を「第 44 項若しくは第 48 項」を「第 43 項、第 44 項、第 48 項若しくは第 50 項」に改める。

附則第 1 条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に改める。

附則第 2 条第 3 項中「第 12 項」を「第 17 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中宮津市市税条例第 35 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 4 条の 4 及び第 6 条の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定 平成 31 年 6 月 1 日

(2) 第 2 条及び附則第 5 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(3) 第 3 条及び附則第 6 条の規定 平成 33 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 35 条の 6 並びに附則第 4 条の 4 及び第 6 条第 5 項の規定は、平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 35 条の 6 第 1 項及び附則第 6 条第 5 項の規定の適用については、平成 32 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 35 条の 6 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 6 条第 5 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成 31 年条例第 16 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の宮津市市税条例附則第 6 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 22 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条

例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第7条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第8条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第18条の規定の適用については、同条中「第44項、第48項若しくは第50項」とあるのは「第44項若しくは第48項」とする。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第17号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第23条中「580,000円」を「610,000円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第18号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「33,510円」を「27,230円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、48,170円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、60,730円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条第2項から第4項までの規定は、平成31年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

規 則

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第2号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

部	課	係
総務部	総務課	行政係 職員係 秘書係
	消防防災課	消防防災係
企画財政部	企画課	企画政策係 定住・空家対策係 魅力発信係
	財政課	予算係 資産活用係
市民部	市民課	市民窓口係 人権啓発係 環境衛生係
	税務・国保課	税務係 国保年金係
健康福祉部	社会福祉課	地域福祉係 子育て支援係 障害福祉係 保護係
	健康・介護課	介護給付係 介護認定係 介護予防係 健康増進係
産業経済部	商工観光課	商工係 観光係
	農林水産課	農林水産係 産業基盤係
建設部	土木管理課	建設総務係 土木係
	都市住宅課	都市計画係 建築住宅係
	上下水道課	管理係 水道整備係 下水道整備係

第2条第2項中「地域福祉介護課」を「健康・介護課」に、「産業振興課」を「商工観光課」に改める。

第3条第2項中「参事」を「担当課長、参事」に改める。

第4条中第10項を第11項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項中「所属部長」を「所属課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 担当課長は、所属課長の命を受け、その分掌事務のうち、特に命じられた事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

第7条総務課職員係の項第9号を削り、同条総務課秘書広報係の項中「秘書広報係」を「秘書係」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「国際交流」を「姉妹友好都市」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 庁内の庶務事務に関すること。

(5) 部及び課の庶務に関すること。

第7条財政課予算係の項及び管財契約係の項を削る。

第8条を次のように改める。

(企画財政部の分掌事務)

第8条 企画財政部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

企画政策係

- (1) 重要政策の企画及び総合調整（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 広域行政に関する事。
- (3) 地方分権に関する事。
- (4) 行政改革に関する事。
- (5) 世界遺産登録の総合調整に関する事。
- (6) 公共交通に関する事。
- (7) 部及び課の庶務に関する事。

定住・空家対策係

- (1) 定住の促進に関する事。
- (2) 空家空地対策に関する事。
- (3) 空家及び空店舗の活用に関する事。
- (4) つつじが丘団地に関する事。
- (5) 地域情報化の推進に関する事。

魅力発信係

- (1) 広報及び広聴並びに情報発信に関する事。
- (2) 市民協働のまちづくりに関する事。
- (3) ふるさと納税に関する事。

財政課

予算係

- (1) 予算の総合編成に関する事。
- (2) 予算の配当及び支出負担行為に関する事。
- (3) 財政計画に関する事。
- (4) 公債及び一時借入金に関する事。
- (5) 財政状況の公表に関する事。
- (6) 予算執行状況の調査に関する事。
- (7) 予備費使用に関する事。
- (8) その他財政に関する事。
- (9) 収納対策の総括に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

資産活用係

- (1) 公有財産の取得及び処分に関する事。
- (2) 公有財産の統括に関する事。
- (3) 基金に関する事。
- (4) 他部の所管に属さない土地建物の管理及び活用に関する事。
- (5) 市有物件災害共済、自動車損害賠償責任保険等に関する事。
- (6) 丹後地区土地開発公社との連絡調整に関する事。
- (7) 公用自動車の安全及び整備に関する事。
- (8) 共用車の運行管理に関する事。
- (9) 契約事務の総括に関する事。
- (10) 指名競争入札参加者の資格審査に関する事。
- (11) 工事の入札及び請負契約に関する事。
- (12) 物品の購入に関する事。

第 9 条市民課国保年金係の項を次のように改める。

人権啓発係

- (1) 人権啓発に関すること。
- (2) 杉末会館及び杉末児童館に関すること。
- (3) 交通安全に関すること。
- (4) 犯罪被害者等の支援に関すること。
- (5) 市民相談に関すること。

第 9 条市民課生活衛生係の項中「生活衛生係」を「環境衛生係」に改め、同項第 6 号を削り、同項第 5 号中「の処理計画」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「の維持管理」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号を同項第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 自然環境の保全に関すること。

第 9 条市民課生活衛生係の項第 7 号を削り、同項第 8 号中「の維持管理」を削り、同号を同項第 7 号とし、同項第 9 号を同項第 8 号とする。

第 9 条税務課市民税係の項及び資産税係の項を次のように改める。

税務・国保課

税務係

- (1) 市民税及び府民税に関すること。
- (2) 軽自動車税に関すること。
- (3) 市たばこ税に関すること。
- (4) 入湯税に関すること。
- (5) 固定資産税及び都市計画税に関すること。
- (6) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (7) 納税の啓発及び相談に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

国保年金係

- (1) 国民健康保険に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 固定資産評価審査委員会に関すること。

第 10 条及び第 11 条を次のように改める。

(健康福祉部の分掌事務)

第 10 条 健康福祉部の分掌事務は、次のとおりとする。

社会福祉課

地域福祉係

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 民生委員・児童委員に関すること。
- (3) 老人福祉に関すること。
- (4) 社会福祉・老人福祉関係公共施設に関すること。
- (5) 災害見舞金の支給等に関すること。
- (6) 日本赤十字社社資及び共同募金に関すること。
- (7) 福祉医療に関すること。
- (8) 部及び課の庶務に関すること。

子育て支援係

- (1) 子ども・子育て支援に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。

- (3) 保育所その他児童福祉関係公共施設に関すること。
- (4) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (5) ひとり親家庭及び寡婦福祉に関すること。
- (6) 家庭相談に関すること。

障害福祉係

- (1) 障害児者福祉に関すること。
- (2) 特別児童扶養手当に関すること。
- (3) 難病患者等の福祉に関すること。
- (4) 戦傷病者等に関すること。

保護係

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (3) 暮らしの資金に関すること。
- (4) 行旅死亡人等に関すること。

健康・介護課

介護給付係

- (1) 介護保険の運営に関すること。
- (2) 介護保険給付に関すること。
- (3) その他介護保険事業に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

介護認定係

- (1) 介護保険認定に関すること。
- (2) 介護保険資格管理に関すること。
- (3) 介護保険料に関すること。

介護予防係

- (1) 地域包括支援センターに関すること。
- (2) 地域支援事業に関すること。

健康増進係

- (1) 健康づくりの総括に関すること。
- (2) 地域医療に関すること。
- (3) 休日応急診療所に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 母子保健に関すること。
- (6) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (7) 健康診査及び保健指導に関すること。
- (8) 栄養改善に関すること。

(産業経済部の分掌事務)

第11条 産業経済部の分掌事務は、次のとおりとする。

商工観光課

商工係

- (1) 商工業の振興に関すること。
- (2) 農水商工観連携の推進に関すること。
- (3) 商店街振興組合の設立認可等に関すること。
- (4) 商工業金融に関すること。
- (5) 商工関係公共施設に関すること。
- (6) 商工会議所及び商工関係団体との連絡調整に関すること。

- (7) 企業誘致及び新産業の創出に関する事。
- (8) 雇用及び労働に関する事。
- (9) 消費生活に関する事。
- (10) 鉱業に関する事。
- (11) 部及び課の庶務に関する事。

観光係

- (1) 観光施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 観光資源の保護及び開発に関する事。
- (3) 日本遺産の活用に関する事。
- (4) 観光関係公共施設に関する事。
- (5) 海水浴場に関する事。
- (6) 市営駐車場に関する事。
- (7) 観光協会及び観光関係団体との連絡調整に関する事。

農林水産課

農林水産係

- (1) 農業、林業、水産業及び畜産業の振興に関する事。
- (2) 農林水産物の生産向上・流通に関する事。
- (3) 担い手育成に関する事。
- (4) 農用地に関する事。
- (5) 農林水産金融に関する事。
- (6) 農業協同組合その他農業団体との連絡調整に関する事。
- (7) 有害鳥獣対策に関する事。
- (8) 市有林・分収林に関する事。
- (9) 森林病虫害の防除に関する事。
- (10) 森林組合その他林業関係団体との連絡調整に関する事。
- (11) 財産区に関する事。
- (12) 漁業調整に関する事。
- (13) 漁業協同組合その他水産団体との連絡調整に関する事。
- (14) 課の庶務に関する事。

産業基盤係

- (1) 産業基盤の整備に関する事。
- (2) 換地に関する事。
- (3) 農地・林地開発に関する事。
- (4) 漁港の維持管理に関する事。
- (5) 海難防止並びに沈没品及び漂流物に関する事。

第12条都市住宅課まち景観係の項中「まち景観係」を「都市計画係」に改め、同条空家対策推進課空家対策推進係の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(宮津市庁舎管理規則の一部改正)
- 2 宮津市庁舎管理規則(平成9年規則第31号)の一部を次のように改正する。
別表第2号中「企画部」を「企画財政部」に改める。
(宮津市公印規則の一部改正)
- 3 宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)の一部を次のように改正する。
別表中

市印	正方形	7	国民健康保険被 保険者証、国民健 康保険被保険者 資格証明書その 他国民健康保険 に関する認定証 専用	4	市民課	国保年金 係長	を
----	-----	---	---	---	-----	------------	---

市印	正方形	7	国民健康保険被 保険者証、国民健 康保険被保険者 資格証明書その 他国民健康保険 に関する認定証 専用	4	税務・国保課	国保年金 係長	に
----	-----	---	---	---	--------	------------	---

市長印	正方形	21	市長名をもって 発する文書	1	地域福祉介 護課	地域福祉 係長	を
-----	-----	----	------------------	---	-------------	------------	---

市長印	正方形	21	市長名をもって 発する文書	1	社会福祉課	地域福祉 係長	に
-----	-----	----	------------------	---	-------	------------	---

市長印	正方形	21	税等に関する証 明専用	1	税務課	市民税係 長	を
-----	-----	----	----------------	---	-----	-----------	---

市長印	正方形	21	税等に関する証 明専用	1	税務・国保課	税務係長	に
-----	-----	----	----------------	---	--------	------	---

市長印	正方形	21	介護保険に関す る証明専用	1	地域福祉介 護課	介護保険 係長	を
市長印	正方形	20	老人医療証専用	1	市民課	国保年金 係長	

市長印	正方形	21	介護保険に関す る証明専用	1	社会福祉課	介護給付 係長	に
市長印	正方形	20	老人医療証専用	1	税務・国保課	国保年金 係長	

「

市長職務代理者印	正方形	20	市長職務代理者名をもって発する文書	1	税務課	市民税係長	を
----------	-----	----	-------------------	---	-----	-------	---

」

「

市長職務代理者印	正方形	20	市長職務代理者名をもって発する文書	1	税務・国保課	税務係長	に
----------	-----	----	-------------------	---	--------	------	---

」

「

福祉事務所印	正方形	26	福祉事務所名をもって発する文書	1	地域福祉介護課	地域福祉係長	を
福祉事務所長印	正方形	20	福祉事務所長名をもって発する文書	1	地域福祉介護課	地域福祉係長	を

」

「

福祉事務所印	正方形	26	福祉事務所名をもって発する文書	1	社会福祉課	地域福祉係長	に
福祉事務所長印	正方形	20	福祉事務所長名をもって発する文書	1	社会福祉課	地域福祉係長	に

」

改める。

(宮津市空家空地対策の推進に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 宮津市空家空地対策の推進に関する条例施行規則（平成29年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条中「空家対策推進課」を「空家対策担当課」に改める。

(宮津市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

- 5 宮津市福祉事務所設置条例施行規則（平成6年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「地域福祉介護課及び」を削る。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第3号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「条例第8条の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条の4を第7条の5とし、第7条の3を第7条の4とし、第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第7条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最低限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあつては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間において市長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案、他機関との重要な交渉その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第16条中「第7条の4第1項」を「第7条の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第4号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項中「次長、参事」を「会計管理者、次長、担当課長、参事」に改め、同表6級

の項中「参与」の次に「、教育次長」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第5号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和38年規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、管理職手当の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第6号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）の一部を次のように改正する。

「総務部長」を「企画財政部長」に改める。

目次中「第12章 帳簿及び諸表（第232条～第239条）」を

「第12章 帳簿及び諸表（第232条～第239条）

第13章 雑則（第240条）」に改める。

第3条第4号中「、会計管理者」を削り、同条第5号中「第3条第1項に規定する課長」の次に「、会計管理者」を加える。

第6条本文中「財政課長」を「企画財政部長」に改め、同条ただし書中「財政課長」を「企画財政部長」に改め、「あつては、」の次に「財政課長又は」を加え、「又は管財契約係長」を「若しくは資産活用係長」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が軽易又は定例に属するものと認めるものは、合議又は協議を省略することができる。

第72条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

第121条第1項第1号中「以下」を「未満」に改める。

第239条の次に次の章名を付する。

第13章 雑則

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市福祉センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第7号

宮津市福祉センター条例施行規則を廃止する規則

宮津市福祉センター条例施行規則（昭和48年規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市立杉末会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第8号

宮津市立杉末会館条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市立杉末会館条例施行規則（昭和52年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「委嘱する」を「委嘱し、又は任命する」に改める。

第5条第4項中「委員長事故ある」を「委員長に事故がある」に改める。

第7条の見出し中「制限」を「不許可」に改め、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「しない」の次に「ものとする」を加え、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(禁止行為)

第8条 会館の使用の許可を受けた者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用すること。
- (2) 会館を損傷し、又は汚損すること。
- (3) その他市長が会館の管理上必要と認めて禁止する行為

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市児童館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第9号

宮津市児童館管理運営規則の一部を改正する規則

宮津市児童館管理運営規則（昭和58年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次の各号」を「次」に改める。

第5条に次の2項を加える。

2 市長は、児童館の管理上必要があると認めるときは、前項に規定する利用の許可（以下「利用の許可」という。）に際し条件を付することができる。

3 市長は、児童館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その他児童館の管理運営上支障があると認められるとき。

第6条を次のように改める。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 利用の許可を受けた者が、この規則又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 災害その他不可抗力の理由により利用ができなくなったとき。

(4) その他市長がやむを得ないと認めたとき。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(利用の制限)

第7条 市長は、児童の育成上又は児童館の管理運営上支障があると認めるときは、児童館の利用を制限することができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

予防接種費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第10号

予防接種費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(予防接種費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 予防接種費用の徴収に関する規則(昭和58年規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「予防接種費用」を「予防接種等費用」に改める。

第1条中「B類疾病に係る予防接種」の次に「並びに健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2の規定に基づき市が実施するがん検診及び肝炎ウイルス検診」を加え、「予防接種」を「予防接種等」に改める。

第2条第1項中「予防接種」を「予防接種等」に改める。

第3条中「予防接種の」を「予防接種等の」に、「予防接種を」を「予防接種等を」に改める。

第5条中「予防接種」を「予防接種等」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前年度分の市町村民税非課税世帯に属する者 10分の10

別表に次のように加える。

胃がん検診	500円
肺がん検診喀痰検査	400円
大腸がん検診	100円
乳がん検診	500円
子宮頸がん検診	500円
前立腺がん検診	200円
肝炎ウイルス検診	200円

(がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則(平成26年規則第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「同月1日から同月31日までの間における75歳に達しない者(昭和19年3月2日から同年4月1日までの間に生まれた者に限る。)」を「75歳となる日の属する年度の3月1日から当該年度の末日までの間にある75歳に達しない者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正)

2 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第8条中「予防接種費用」を「予防接種等費用」に改める。

宮津市天橋立ユース・ホステル条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第11号

宮津市天橋立ユース・ホステル条例施行規則を廃止する規則

宮津市天橋立ユース・ホステル条例施行規則（平成18年規則第9号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

宮津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第12号

宮津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項（見出しを含む。）中「付属施設」を「付属設備」に改める。

別表第2中

1,500円
400円
500円

を

1,600円
420円
530円

に改める。

別表第3中

500円
4,800円
2,700円
2,200円
600円
250円
600円
60円
40円
100円
100円

を

550円
5,280円
2,970円
2,420円
660円
275円
660円
66円
44円
110円
110円

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の付属設備の使用に係る使用料又は利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った付属設備の使用に係る使用料又は利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う付属設備の使用に係る使用料又は利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の利用料金の額の設定は、施行日前においても行うことができる。

* * *

宮津市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第13号

宮津市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（昭和40年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「800万円以下」を「2,000万円未満」に改め、同条第3号及び第4号中「及び支出命令」を削り、同条第5号中「水道、電話使用料及び電気料金等定例の支出」を「修繕料を除く需用費、役務費、原材料費及び旅費」に改め、「及び支出命令」を削り、同条第6号中「500万円以下」を「2,000万円未満」に改め、「及び支出命令」を削り、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 支出命令に関すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第14号

宮津会館条例施行規則の一部を改正する規則

宮津会館条例施行規則（昭和63年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

120円	126円
1,800円	1,886円
13,200円	13,829円
3,600円	3,771円
1,200円	1,257円
600円	629円
360円	377円
120円	126円
120円	126円
240円	251円
360円	377円
360円	377円
240円	251円
1,200円	1,257円
120円	126円
2,400円	2,514円
600円	629円
600円	629円
360円	377円
120円	126円
120円	126円

6,000円
24,000円
240円
3,600円
600円
600円
3,000円
2,400円
2,400円
1,200円
1,200円
2,400円
1,200円
2,400円
600円
1,200円
1,200円
1,200円
1,200円
120円

を

6,286円
25,143円
251円
3,771円
629円
629円
3,143円
2,514円
2,514円
1,257円
1,257円
2,514円
1,257円
2,514円
629円
1,257円
1,257円
1,257円
1,257円
126円

に、

1,200円
18,000円
3,600円
1,800円
1,800円
1,800円
2,400円
840円
1,800円
2,400円
2,400円
1,800円
120円
600円
1,200円
2,400円
1,200円
6,000円
360円

を

1,257円
18,857円
3771円
1,886円
1,886円
1,886円
2,514円
880円
1,886円
2,514円
2,514円
1,886円
126円
629円
1,257円
2,514円
1,257円
6,286円
377円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の付属設備の使用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った付属設備の使用に

係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う付属設備の使用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の利用料金の額の設定は、施行日前においても行うことができる。

* * *

宮津市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第15号

宮津市消防団規則の一部を改正する規則

宮津市消防団規則（昭和29年規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「管轄」を「担当」に、「出場」を「出動」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

宮津市消防団編成定員及び担当区域表

区分	団長	副団長	分団長		副分団長	部長	班長	団員	計	担当区域
			本部長	分団長						
団本部	1	3	1	4					9	全域
宮津分団				1	2	6	11	49	69	宮津地区及び上宮津地区
由良分団				1	2	5	8	21	37	由良地区
栗田分団				1	2	9	16	79	107	栗田地区
吉津分団				1	2	5	11	38	57	吉津地区
府中分団				1	2	4	8	19	34	府中地区
日置分団				1	2	4	7	28	42	日置地区及び世屋地区
養老分団				1	2	5	10	57	75	養老地区及び日ヶ谷地区
計	1	3	1	11	14	38	71	291	430	

備考 団員の数は、団長が特に必要と認め、市長の承認を得たときは、分団間において増減調整することができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第16号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

別表第4 常時介護を要する状態の項中「104,950円」を「165,150円」に、「57,030円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「82,580円」に、「28,520円」を「35,400円」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第4の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第9号

世屋高原家族旅行村の利用料金を次のとおり承認したので、世屋高原家族旅行村条例施行規則（平成17年規則第30号）第5条第3項の規定により告示する。

平成31年3月18日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

区分	使用の単位		利用料金の額	
レクリエーションセンター	研修室	3時間以内	2,000円	
		6時間以内	4,000円	
		6時間を超える1時間を増すごとに	500円	
	厨房	半日（6時間以内）	2,000円	
		全日	3,000円	
ケビン	1棟1泊につき		13,500円	
キャンプ場	1区画1泊につき		1,000円	
体験実習室	宿泊料	一般	4,000円	
		小・中学生	3,000円	
		幼児	実費	
	研修室	15畳	3時間以内	4,000円
			6時間以内	6,000円
		30畳	3時間以内	6,000円
			6時間以内	8,000円
		6時間を超える1時間を増すごとに		1,000円
	個室	一般	3時間以内	1人につき400円
			6時間以内	1人につき600円
			6時間を超える1時間を増すごとに	1人につき100円
小・中学生及び幼児		3時間以内	1人につき150円	
		6時間以内	1人につき200円	
		6時間を超える1時間を増すごとに	1人につき50円	

2 適用年月日

平成31年4月1日

宮津市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 藤原昭夫
- 3 変更年月日 平成31年2月24日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成31年3月19日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第11号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成31年3月20日

宮津市長 城崎雅文

- 1 宮津市地域ささえあいセンター（宮津市字鶴賀2109番地の2）
 - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会
代表者 会長 細見節夫
所在地 宮津市字鶴賀2085番地
 - (2) 指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

* * *

宮津市告示第12号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成31年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成31年4月1日から平成31年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民部税務・国保課税務係（本館1階）

* * *

宮津市告示第13号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成31年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第14号

宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱を廃止する要綱
宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱（平成16年告示第11号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第15号

宮津市医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、医療的ケア児者等に係る短期入所の受入体制を拡充することにより生活の安定及びその家族等の負担軽減を図るため、当該者の介護又は看護に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために必要な措置を講じる事業所に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 医療的ケア児者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児及び障害者
 - イ 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者
 - ウ その他障害の程度がこれらの者と同程度以上であると認められる障害児又は障害者
- (4) 医療的ケア児等 医療的ケア児者等のうち、満18歳に満たない者をいう。
- (5) 医療型短期入所事業者 指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）であって、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院をいう。）において法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行うものをいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業、補助内容及び補助基準額は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費から寄附金その他の収入額を控除した額又は前条に規定する補助基準額の総額のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業補助金実績報告書を、市長に提出しなければならない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制
 拡充事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度に実施の補助対象事業から適用する。

別表 (第 3 条関係)

事 業	補 助 内 容	補助基準額
医療型短期入所 受入体制強化事 業	医療型短期入所事業者が医療的ケア児者等に対し て短期入所を行う場合に、当該者の介護又は看護 に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために 必要な措置を講じる次に掲げる事業 (1) 居宅介護 (法第 5 条第 2 項に規定する居宅介 護をいう。以下同じ。) を行う事業者から居宅介 護の提供に当たる従業者の派遣を受ける事業 (2) 訪問看護 (介護保険法第 8 条第 4 項に規定す る訪問看護をいう。以下同じ。) 又は訪問看護事 業 (健康保険法 (大正11年法律第70号) 第88条 第 1 項に規定する訪問看護事業をいう。) を行う 事業所から看護師その他の訪問看護の提供に当 たる従業者の派遣を受ける事業 (3) 前 2 号に掲げる事業のほか、短期入所を行う に当たり介護又は看護に係る課題の解決及び障 害に応じた対応のために市長が特に必要と認め る事業	事業を利用して短期入所に要 する経費として、障害者等 1 人につき 1 日当たり 10,000 円 を上限とする。ただし、市長 が特に必要と認めたときは、 この限りでない。
医療的ケア児等 短期入所初期ア セスメント実施 事業	医療型短期入所事業者が、医療的ケア児等に対し て短期入所を行う場合に、当該医療的ケア児等の 心身の状況、その置かれている環境、日常生活全 般の状況等の評価を通じて、支援する上で配慮す べき事項の事前の把握 (以下「アセスメント」と いう。) を行う事業	事業を利用して短期入所を行 う医療的ケア児等 1 人につき 1 月当たり 7,000 円。ただし、 一の施設における同一人に係 る補助基準額は、35,000 円を 上限とする。
医療的ケア児等 相談支援調整事 業	(1) 法第51条の17第1項に規定する指定特定相談 支援事業者が、医療的ケア児等に係る法第 5 条 第22項に規定するサービス等利用計画を作成す るために医療機関との間で必要な調整を行う事 業 (2) 児童福祉法第24条の26第 1 項第 1 号に規定す る指定障害児相談支援事業者が、医療的ケア児 等に係る同法第 6 条の 2 の 2 第 8 項に規定する 障害児支援利用計画を作成するために医療機関 との間で必要な調整を行う事業	医療的ケア児等 1 人につき 1 月当たり 2,500 円

* * *

宮津市告示第16号

宮津市創生本部設置要綱及び宮津市不当要求行為等対策要綱の一部を改正する要綱を次のように
 定める。

平成31年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市創生本部設置要綱及び宮津市不当要求行為等対策要綱の一部を改正する要綱
 (宮津市創生本部設置要綱の一部改正)

第 1 条 宮津市創生本部設置要綱 (平成26年告示第129号) の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、会計管理者」を削る。

(宮津市不当要求行為等対策要綱の一部改正)

第2条 宮津市不当要求行為等対策要綱（平成17年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、会計管理者」を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第17号

宮津市家族介護慰労金支給要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市家族介護慰労金支給要綱を廃止する要綱

宮津市家族介護慰労金支給要綱（平成13年告示第23号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第18号

宮津市敬老会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市敬老会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市敬老会事業補助金交付要綱（平成21年告示第106号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(敬老事業に参加した長寿高齢者の人数が当該敬老会事業の対象となる長寿高齢者の人数の30パーセントに満たない場合は、30パーセントに相当する人数に1人当たり1,000円を乗じて得た額とする。)」を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第19号

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

第2条第2項中「施設内」の次に「又は施設の敷地内」を加え、同項の表に次のように加える。

栗田のびのび放課後児童クラブ	宮津市字上司 640 番地の1 宮津市立栗田小学校
府中のびのび放課後児童クラブ	宮津市字中野 468 番地 宮津市立府中小学校

第3条第1項中「午後6時30分」を「午後7時」に改める。

第4条に次の2号を加える。

(3) 栗田のびのび放課後児童クラブ 35人

(4) 府中のびのび放課後児童クラブ 35人

第5条に次の2号を加える。

(3) 栗田のびのび放課後児童クラブ 栗田小学校の通学区域

(4) 府中のびのび放課後児童クラブ 府中小学校の通学区域

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第20号

宮津市3人乗り自転車貸出事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎 雅文

宮津市3人乗り自転車貸出事業実施要綱を廃止する要綱

宮津市3人乗り自転車貸出事業実施要綱（平成23年告示第31号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第21号

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎 雅文

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年告示第61号）の一部を次のように改正する。

題名中「給付等」を「給付」に改める。

第1条中「老人及び」を削り、「在宅老人」を「身体障害者」に、「緊急通報装置」を「特殊寝台」に改め、「又は貸与（以下「給付等」という。）」を削る。

第2条中「在宅老人」を「身体障害者」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同条第7号中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とする。

第3条の見出し中「給付等」を「給付」に改め、同条第1項本文中「給付等」を「給付」に、「在宅老人」を「身体障害者」に改め、同項ただし書中「福祉用具の貸与又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「貸与又は」を削り、「給付等」を「給付」に改め、同条第2項及び同条第3項中「給付等」を「給付」に、「再給付等」を「再給付」に改める。

第4条の見出し及び同条中「給付等」を「給付」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「給付等」を「給付」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「給付等」を「給付」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項各号列記以外の部分及び同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号」に改める。

第6条第1項中「給付等」を「給付」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第7条の見出しを「（弁償）」に改め、同条各号列記以外の部分中「給付等」を「給付」に、「させ、貸与についてはこれを取り消す」を「させる」に改め、同条第1号中「給付等」を「給付」に改め、同条中第2号及び同条第3号を削り、第4号を第2号とする。

第8条及び第9条中「給付等」を「給付」に改める。

別表第1中「給付等」を「給付」に改め、同表ねたきり老人等、ひとり暮らし老人等の項の表を削り、別表第1身体障害児（者）、知的障害児（者）及び難病患者等の項の表在宅療養等支援用具の部盲人体重計の項中「18,000円」を「16,200円」に改め、情報・意思疎通支援用具の部点字ディスプレイの項中「383,500円」を「380,000円」に改め、同部視覚障害者用ポータブルレコーダーの項中「89,800円」を「85,000円」に改め、同部視覚障害者用活字文書読上げ装置の項中「115,000円」を「99,800円」に改め、同部視覚障害者用拡大読書器の項中「268,000円」を「198,000円」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に緊急通報装置の貸与を受けている者については、この要綱による改正前の緊急通報装置の貸与に係る相当規定は、平成32年3月31日までの間、なおその効力を有する。

————— * * * —————

宮津市告示第22号

宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年告示第168号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ものとする」を「もので、次の各号のいずれかによる支援とする」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 個別型支援 個別的支援が必要な障害者等に対する支援
- (2) グループ型支援 複数の障害者等への同時支援

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第23号

宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市予防接種補助金交付要綱（平成13年告示第103号）の一部を次のように改正する。

第3条中「予防接種費用」を「予防接種等費用」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第24号

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号エを削る。

第4条第1項中「次に掲げるとおり」を「医療保険法各法による自己負担金の額」に改め、同項各号を削る。

第5条第1項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第6条中「前条第1項本文」を「前条第1項」に改める。

第8条中「(第2条第1号エに該当する者を除く。以下この条及び第10条において同じ。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市告示第25号

宮津市紙おむつ排出に係る指定ごみ袋給付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市紙おむつ排出に係る指定ごみ袋給付要綱を廃止する要綱
宮津市紙おむつ排出に係る指定ごみ袋給付要綱（平成18年告示第161号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第26号

宮津市健康広場交付金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市健康広場交付金交付要綱を廃止する要綱
宮津市健康広場交付金交付要綱（平成24年告示第127号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に廃止前の宮津市健康広場交付金交付要綱により交付された交付金については、同要綱第7条及び第8条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

————— * * * —————

宮津市告示第27号

宮津市お試し住宅事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市お試し住宅事業実施要綱を廃止する要綱
宮津市お試し住宅事業実施要綱（平成29年告示第37号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第28号

宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱
宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱（平成27年告示第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「12人」を「10人」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年8月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第29号

宮津市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用制限等に係る意見聴取会要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用制限等に係る意見聴取会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の公の施設等の管理者が、宮津市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を適用し、当該公の施設の設置及び管理に係る条例等に基づく使用制限規定による不許可等を行う場合に、表現の自由等を保障している憲法の趣旨に照らし、恣意的な運用や正当な表現行為の萎縮を招くことがないように、専門的な見地から外部有識者の意見を聴取するため、宮津市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用制限等に係る意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）の開催について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 意見聴取会に参加する委員は、次に掲げる学識経験を有する者各1名及び弁護士1名とし、その都度市長が委嘱する。

- (1) 国際人権法等 인권問題
- (2) 憲法
- (3) 行政法
- (4) 特に必要と認めるときは、前3号以外の専門分野

2 委員の任期は、委嘱の日から当該事案に係る意見の聴取を終えた日までとする。

(招集等)

第3条 意見聴取会は、施設管理者又は当該施設を所管する所属長の要請に基づき、市長が招集する。

2 市長は、前条第1項に規定する委員の全員から意見を聴取しなければならない。

3 市長は、意見聴取会を開催する暇がない場合は、委員から個別に意見を聴取することにより、意見聴取会の開催に代えることができる。

(意見聴取事項)

第4条 市長は、次の事項について委員から意見を聴取するものとする。

- (1) 公の施設を使用して行われる集会等において、ガイドラインによる不当な差別的言動が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測されるか否かに関する事。
- (2) 不当な差別的言動が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測されるか否かに関する事。
- (3) 前号の事項について、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれる等特別な事情があるか否かに関する事。

(委員の責務)

第5条 委員は、表現の自由や集会の自由を保障している憲法の趣旨に照らし、公正に意見を述べなければならない。

2 委員は、市長が公表した情報を除き、意見聴取会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第30号

宮津市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市農業委員会の委員の選任に関する要綱（平成29年告示第10号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 商工観光課長

第2条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第31号

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱（平成26年告示第92号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「150万円」を「100万円」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第32号

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱（平成24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「空き家等」の次に「(宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されているものに限る。以下同じ。)」を加える。

第5条第1項中「3分の2」を「2分の1」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に空き家等を購入等した者について適用し、同日前に空き家等を購入等した者については、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市告示第33号

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成25年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）を」の次に「同時に」を加える。

第3条中「住宅用太陽光発電システム」を「住宅用太陽光発電システム等」に改める。

第4条第1項中「次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を「次に掲げる額を合計した」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。以下同じ。）に1万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、4万円を限度とする。）
- (2) 住宅用蓄電システムの蓄電容量（単位はキロワットアワーとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に3万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、18万円を限度とする。）に1万円を加算した額

第4条第2項を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第34号

宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、宮津市地域おこし協力隊の隊員（宮津市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年告示第104号）第3条第1項に規定する隊員をいう。以下「隊員」という。）の任期満了後の定住を促進するため、市内での起業又は事業承継（以下「起業等」という。）に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、市内で起業等をする者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、隊員としての委嘱期間が2年未満の者又は任期の途中で解嘱された者を除く。

- (1) 隊員の任期満了の日から起算して前1年以内の者
- (2) 隊員の任期満了の日から起算して1年以内の者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業等に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備費、備品費及び土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第8条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第35号

宮津市民間施設ブロック塀等除却事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市民間施設ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震等によるブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止するため、その倒壊のおそれのあるブロック塀等を除却する者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、レンガ造、石造等の組積造の塀その他これらに類する塀をいう。

(2) 道路等 一般の通行の用に供する道、公園及び公益的施設の敷地

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の所有者又は権限に基づき当該ブロック塀等を管理する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関を除く。

(1) 市税を滞納していない者であること。

(2) 宮津市内に本店を有する法人又は個人事業者と契約をし、ブロック塀等の除却を実施する者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次の各号のいずれにも該当するブロック塀等の全部又は一部を除却する事業とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて除却したブロック塀が存した敷地内のものは除く。

(1) 宮津市内に存するブロック塀等であること。

(2) 道路等に面しているブロック塀等であること。

(3) 道路等の路面又は地表面から上端部までの高さが80センチメートル以上の部分を有するブロック塀等であること。

(4) 安全性が確認できないブロック塀等であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) ブロック塀等の除却工事費

(2) その他除却に伴い市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、15万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市民間施設ブロック塀等除却事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市民間施設ブロック塀等除却事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市民間施設ブロック塀等除却事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市民間施設ブロック塀等除却事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第36号

宮津市水道使用料金等審議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水道使用料金等審議会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市水道使用料金等審議会設置要綱（昭和58年告示第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「10人以内」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「3人」を削り、同項第3号中「2人」を削り、同項第4号中「4人」を削り、同項第5号中「3人」を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第37号

宮津市公共下水道使用料金等審議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公共下水道使用料金等審議会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市公共下水道使用料金等審議会設置要綱（平成4年告示第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「10人以内」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「3人」を削り、同項第3号中「2人」を削り、同項第4号中「4人」を削り、同項第5号中「3人」を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約
の一部を改正する規約

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約（平成18年4月1日京都府知事届出）の一部を次のように改正する。

第3条中「京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内」を「京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内」に改める。

第5条第1項中「宮津市長」を「与謝野町長」に改め、同条第2項中「宮津市長」を「与謝野町長」に、「伊根町及び与謝野町（以下「関係町）」を「宮津市及び伊根町（以下「関係市町）」に改める。

第6条中「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第7条第2項中「関係町」を「関係市町」に、「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第8条中「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第9条中「宮津市長」を「与謝野町長」に、「宮津市議会」を「与謝野町議会」に、「関係町」を「関係市町」に改める。

第11条中「宮津市」を「与謝野町」に、「関係町」を「関係市町」に改める。

附 則

- この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2065番地の4

氏名 WILLER TRAINS株式会社

* * *

宮津市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 宮津市字文珠314番地の2

氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 小田 仁和

* * *

宮津市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 京都市下京区西七条掛越町65番地
氏名 公益社団法人京都府獣医師会

————— * * * —————

宮津市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 <省略>
氏名 小田浩貴

————— * * * —————

宮津市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 宮津市字須津1974番地
氏名 株式会社鶴賀清掃社

————— * * * —————

宮津市告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所	氏 名
<省略>	南 幸 一 郎
	河 島 富 雄
	富 田 久 雄
	本 間 泉
	松 岡 照 幸
	河 島 紘 三
	熊 田 祐 子
山 下 大 輔	

<省 略>	ヤノ株式会社
	羽 淵 扶 喜 男
	内 藤 博 子

* * *

宮津市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃や
すごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平
成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成31年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所	氏 名
	有限会社白数薬局
	有限会社島崎元水堂
	有限会社梅徹商店
	坂 根 輝 代
	天橋立市場株式会社
	木 崎 靖 之
	武 田 利 代 子
	三 輪 修
	南 幸 一 郎
	株式会社フクヤ
	河 島 富 雄
	株式会社じょうけ
	ファミリーマート宮津天橋立インター店
	店長 吉 田 真 也
	株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店
	店長 和 田 浩
	株式会社山本金物店
	株式会社小野澤商店
<省 略>	株式会社イナヨー
	三丹商事株式会社
	ローソン由良店 店長 赤 松 伸 一
	小 室 春 子
	熊 田 祐 子
	小 西 義 光
	ヤノ株式会社
	株式会社黒岡
	糸 井 逸 枝
	山 下 大 輔
	白糸酒造株式会社
	羽 淵 扶 喜 男
	嶋 崎 春 男
	内 藤 博 子
	橋 本 八 重 乃
	島 崎 幹 朗
	小 林 隆 夫
	嶋 崎 忠 義
	関 一 雄

<省略>

酒井義夫
株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店
店長 吉井秀和
株式会社にしがき
京都生活協同組合丹後支部
京都府漁業協同組合
株式会社京洋
株式会社太陽堂
株式会社向陽
株式会社さとう
コーナン商事株式会社
ゴダイ株式会社

* * *

宮津市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 福知山市篠尾新町1丁目77-2
氏名 株式会社ソラスト北近畿支社

* * *

宮津市告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 宮津市字獅子崎1162番地
氏名 YMSほりかわ
代表者 堀川義治

* * *

宮津市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15
氏名 株式会社 富士ダイナミクス大阪営業所
取締役大阪営業所長 小阪田 弘也

* * *

宮津市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営天橋立駐車場の

使用料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 <省略>

氏名 文珠自治会 会長 泉 裕 己

* * *

宮津市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収納事務受託者

住 所	氏 名
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	株式会社トラストバンク
大阪府中央区瓦屋町三丁目6番13号	株式会社サイネックス
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリームゾンハウス	楽天株式会社
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2F	株式会社アイモバイル
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	株式会社ユニメディア

* * *

宮津市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字浜町3000番地	公益財団法人宮津市民実践活動センター
宮津市字河原1850番地	元結屋27 会長 大江 昌 嗣

* * *

宮津市告示第52号

市府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）、水道使用料金、公共下水道使用料及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）の収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び第158条の2第6項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

所在地	名称
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦3丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号	ヤフー株式会社
東京都新宿区新宿4丁目1番6号	LINE Pay 株式会社

* * *

宮津市告示第53号

学校給食費の収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

所在地	名称
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦3丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号	ヤフー株式会社
東京都新宿区新宿4丁目1番6号	LINE Pay 株式会社

* * *

宮津市告示第54号

平成28年4月1日付け宮津市告示第63号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

	設置(部)課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	会計課	会計課長	会計課に所属する職員	現金の出納及び保管 有価証券の出納及び保管 小切手の振り出し 物品の検収並びに出納及び保管

総務部 総務課	総務課に所属する職員	コピー使用料等相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
総務部 財政課	財政課に所属する職員	土地建物貸付料の収納 私用電話使用料相当額の収納
企画部 企画政策課	企画政策課に所属する職員	上世屋緑へのいざない頒布収入の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納
企画部 観光定住課	観光定住課に所属する職員	宮津市観光交流センターの多目的広場使用料及び立体駐車場使用料の収納 お試し住宅貸付料の収納
市民部 市民課	市民課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納 犬・猫等処分手数料の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納
市民部 税務課	税務課に所属する職員	税務証明手数料の収納 市税等（府民税含む。）の収納
健康福祉部 地域福祉介護課	地域福祉介護課に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定等）の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニティルーム及びクッキングルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納
健康福祉部 社会福祉課	社会福祉課に所属する職員	保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納
健康福祉部 健康増進課	健康増進課に所属する職員	未熟児養育医療自己負担徴収金の収納

	産業經濟部 農山漁村振興課		農山漁村振興課 に所属する職員	漁港占用料の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納 受益者負担金の収納 コピー使用料相当額の収納
	建設部 上下水道課		上下水道課に所 属する職員	受益者負担金の収納 設計図書交付料の収納（水道事業分を除く。） コピー使用料相当額の収納（水道事業分を除く。） 設計審査手数料の収納（水道事業分を除く。） 排水管工事検査手数料の収納 水洗便器工事検査手数料の収納 指定工事業者指定手数料の収納 指定工事業者証交付手数料の収納
	教育委員会事務局 社会教育課		社会教育課に所 属する職員	コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 設計図書交付料の収納
	教育委員会事務局 文化振興課		文化振興課に所 属する職員	宮津市史等頒布収入の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（浜町ギャラリー）の収納 設計図書交付料の収納
変更後	会計課	会計課 会計係長	会計課に所属す る職員	現金の出納及び保管 有価証券の出納及び保管 小切手の振り出し 物品の検収並びに出納及び保管
	総務部 総務課		総務課に所属す る職員	コピー使用料等相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
	企画財政部 財政課		財政課に所属す る職員	土地建物貸付料の収納 私用電話使用料相当額の収納
	企画財政部 企画課		企画課に所属す る職員	宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納
	市民部 市民課		市民課に所属す る職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納 犬・猫等処分手数料の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納 上世屋緑へのいざない頒布収入の収納

<p>市民部 税務・国保課</p>	<p>税務・国保課に 所属する職員</p>	<p>税務証明手数料の収納 市税等（府民税含む。）の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納</p>
<p>健康福祉部 健康・介護課</p>	<p>健康・介護課に 所属する職員</p>	<p>介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定等）の収納 未熟児養育医療自己負担徴収金の収納 がん検診等費用徴収金の収納</p>
<p>健康福祉部 社会福祉課</p>	<p>社会福祉課に所 属する職員</p>	<p>社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニテ ィルーム及びクッキングルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の 収納 保育所職員給食費相当額の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納</p>
<p>産業経済部 商工観光課</p>	<p>商工観光課に所 属する職員</p>	<p>宮津市観光交流センターの多目的広場使用 料及び立体駐車場使用料の収納</p>
<p>産業経済部 農林水産課</p>	<p>農林水産課に所 属する職員</p>	<p>漁港占用料の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納 受益者負担金の収納 コピー使用料相当額の収納</p>
<p>建設部 上下水道課</p>	<p>上下水道課に所 属する職員</p>	<p>受益者負担金の収納 設計図書交付料（水道事業分を除く。）の 収納 コピー使用料相当額（水道事業分を除く。） の収納 設計審査手数料（水道事業分を除く。）の 収納 排水管工事検査手数料の収納 水洗便器工事検査手数料の収納 指定工事業者指定手数料の収納 指定工事業者証交付手数料の収納 浄化槽清掃業許可等申請手数料の収納</p>
<p>教育委員会事 務局 社会教育課</p>	<p>社会教育課に所 属する職員</p>	<p>コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 設計図書交付料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（浜町ギャラ リー）の収納</p>

議会事務局 議事調査課	議事調査課に所 属する職員	行政視察受入費用の収納
----------------	------------------	-------------

2 変更年月日 平成31年4月1日

— * * * —

宮津市告示第55号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）
 - 第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日以上、標準的には20日から56日までの間隔）
 - 第1期追加1回
 - 第2期 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加 （四種混合：ジフ テリア・百日せ き・破傷風・不活 化ポリオ）	第1期初回・ 追加（三種混 合：ジフテリ ア・百日せ き・破傷風）	第2期 （二種混 合：ジフ テリア・ 破傷風）	不活化 ポリオ
味見真弓	味見診療所	○	○	○	○
石井靖隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
曾根淳史	宮津武田病院	○	/	/	/
中村智樹					
石黒稔					
荒川昌昭	中川医院	○	○	○	○
中川長雄					
中川嘉洋	中川内科・小児科ク リニック	○	○	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○	○	○
今井敏雄					

堀川 義治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
林 信昌	養老診療所			○	
宮地 高弘	宮地医院	○	○	○	○
宮地 道弘					
山根 行雄	山根医院	○	○	○	○
伊藤 邦彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
伊藤 剛	いとうクリニック	○	○	○	○
岩破 淳郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩破 康二	岩破医院	○	○	○	○
大森 斎	大森内科診療所	○	○	○	○
木村 進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須川 典亮	須川医院	○	○	○	○
鳥居 剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日置 潤也	日置医院	○	○	○	○
山添 一郎	やまぞえこどもクリ ニック	○	○	○	○
石野 秀岳	伊根診療所	○	○	○	○
宮地 道弘	本庄診療所	○	○	○	○

7 予防接種を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

* * *

宮津市告示第56号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 予防接種の種類 麻しん、風しん
- 2 抗体検査の対象者の範囲
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
- 3 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - 第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
 - 第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く）
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 5 接種回数 1回
- 6 自己負担金 無料
- 7 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

検査・接種医師の氏名	抗体検査・予防接種を行う場所	抗体検査	実施する予防接種	
			第1期・第2期	第5期
味見 真弓	味見診療所	○	○	○

石井靖隆	日置診療所	○	○	○
	府中診療所	○	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○	○
岡所明良	岡所・泌尿器科医院	○		○
中川長雄	中川医院	○	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○
浪江和生	浪江医院		○	
今井敏雄				
西原寛	西原医院	○		○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○	○
宮地高弘	宮地医院	○	○	○
宮地道弘				
曾根淳史	宮津武田病院			
中村智樹		○		○
石黒稔				
荒川昌昭				
山根行雄	山根医院	○	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○	○
大森斎	大森内科診療所		○	
木村進	木村内科クリニック	○	○	○
須川典亮	須川医院	○	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○	○
日置潤也	日置医院	○	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○
石野秀岳	伊根診療所	○	○	○
宮地道弘	本庄診療所	○	○	○

8 予防接種を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

* * *

宮津市告示第57号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、20歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

- 4 接種回数 第1期初回2回（6日以上、標準的には6日から28日までの間隔）
 第1期追加1回（初回終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期）
 第2期1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味見真弓	味見診療所	○	○
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○
岡所明良	岡所・泌尿器科医院		○
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○
今井敏雄			
西原寛	西原医院		○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○
宮地高弘	宮地医院	○	○
宮地道弘			
山根行雄	山根医院	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○
須川典亮	須川医院	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石野秀岳	伊根診療所	○	○
宮地道弘	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

* * *

宮津市告示第58号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 ヒブ感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 初回3回(27日(医師が認める場合は20日)以上、標準的には、27日(医師が認めた場合は20日)から56日までの間隔)

追加1回(初回接種終了後7月以上、標準的には、7月から13月までの間隔)

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

— * * * —

宮津市告示第59号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

初回3回(標準的には生後12月までに27日以上の間隔で行う。)

追加1回(生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔)

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

* * *

宮津市告示第60号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）
- 2 予防接種の対象者の範囲
小学校6年生から高校1年生相当年齢までの女子
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
岡所明良	岡所・泌尿器科医院
佐藤昌平	佐藤医院

曾根 淳 史	宮津武田病院
中村 智 樹	
石 黒 稔	
荒川 昌 昭	
中川 長 雄	中川医院
中川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西原 寛	西原医院
堀川 義 治	宮津市由良診療所
宮地 高 弘	宮地医院
宮地 道 弘	
山根 行 雄	山根医院
伊藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊藤 剛	いとうクリニック
岩破 淳 郎	いわさく診療所
岩破 康 二	岩破医院
大森 斎 進	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典 亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤 也	日置医院
山添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀 岳	伊根診療所
宮地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

* * *

宮津市告示第61号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 2回（追加接種は、初回接種後3月以上、標準的には6月から12月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真 弓	味見診療所
石井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
中川 長 雄	中川医院

中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

* * *

宮津市告示第62号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 B型肝炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 1歳に至るまでの間にある者
 - ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものについては定期接種の対象者から除外される。
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回（27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所

山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

* * *

宮津市告示第63号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 平成31年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳及び100歳以上の者
- (2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適當な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円。

なお、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

また、平成31年度末において年齢が75歳の者で、平成32年3月1日以降に接種したもののについては、1,000円とする。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
岡所明良	岡所・泌尿器科医院
曾根淳史	宮津武田病院
中村智樹	
石黒稔	
荒川昌昭	

中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
西原寛	西原医院
宮地高弘	宮地医院
宮地道弘	
堀川義治	宮津市由良診療所
林信昌	養老診療所
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
衣川馨	衣川整形外科医院
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

* * *

宮津市告示第64号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 結核

2 予防接種の対象者の範囲

生後12月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
平成31年4月16日（火）	平成31年10月15日（火）
平成31年5月21日（火）	平成31年11月19日（火）
平成31年6月18日（火）	平成31年12月17日（火）
平成31年7月16日（火）	平成32年1月21日（火）
平成31年8月20日（火）	平成32年2月18日（火）
平成31年9月17日（火）	平成32年3月17日（火）

7 予防接種を行う場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(宮津阪急ビル4階)

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程
(宮津市事務決裁規程の一部改正)

第1条 宮津市事務決裁規程(昭和60年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、会計管理者」を削り、同条第5号中「定める課長」の次に「、会計管理者」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 担当課長 分掌規則第3条に定める担当課長をいう。

第7条に次の1項を加える。

2 担当課長が、特に命じられた事務を掌理する場合の専決することができる事項に係る前項の規定の適用については、同項中「課長等」とあるのは「担当課長」と読み替えるものとする。この場合において、同項中「別表第4」とあるのは「別表第4(課長等共通専決事項の表第2項、第3項及び第4項を除く。)」とする。

第11条第1項中「係長」を「課長補佐又は係長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第7条第2項の規定により担当課長が専決することができる事項で、担当課長が不在であるときは、同一の所属における課長等がその事項を代決し、当該課長等及び担当課長がともに不在であるときは、その事項に係る事務を主管する課長補佐又は係長がその事項を代決する。

別表第1中第18項を削り、第19項を第18項とし、同表第20項中「繰出金、」及び「、積立金」を削り、「、賠償金、利子及び割引料」を「及び賠償金」に改め、「並びに繰入金」を削り、同項を同表第19項とし、同表第21項を削り、同表第22項中「前各号」を「前各項」に改め、同項を同表第20項とし、同表第23項第1号及び第2号中「1,000万円を超える」を「3,000万円以上の」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「を超える」を「以上の」に改める。

別表第1中第23項を第21項とする。

別表第2第1項中「企画部の分掌事務のうち、」を削り、同表第2項を削る。

別表第3部長等共通専決事項の表第1項中「重要な事項(特に重要なものを除く。)」を「比較的重要な事項」に改め、同表第6項第1号中「500万円以下」を「1,000万円未満」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前号に定めるもののほか」を削り、「300万円以下」を「1,000万円未満」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 予定価格30万円未満の不用物品の売却処分に関する事。

別表第3部長等共通専決事項の表中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 行政財産の一時使用の許可に関する事。

別表第3総務部長専決事項の表中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、第9項を削る。

別表第3中総務部長専決事項の表の次に次の1表を加える。

企画財政部長専決事項

- 1 市の広報に関する事。
- 2 地方交付税に関する事。
- 3 市債の借入計画に関する事。

別表第4課長等共通専決事項の表第14項中第7号及び8号を削り、第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、同項第1号中「1件200万円以下」を「前2号に定めるもの

のほか1件300万円未満」に改め、同号を同項第3号とし、同項の前に次の2号を加える。

- (1) 税及び保険料（年度当初の賦課決定に係るものを除く。）の収入の調定
 - (2) 軽易かつ既定基準に基づく使用料、手数料、分担金及び諸収入の収入の調定
- 別表第4課長等共通専決事項の表第14項第9号を次のように改める。

- (9) 法令又は条例、規則等に基づく扶助費並びに共済事業、保険事業及び医療事業に基づく診療報酬、給付費支給費（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3に規定する第1号事業支給費に限る。）、拋出金及び審査に要する経費に係る支出負担行為

別表第4課長等共通専決事項の表第14項第14号中「1件50万円以下の」を削り、同号を同項第15号とし、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「前5号」を「前4号」に、「100万円以下」を「300万円未満」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 修繕料を除く需用費、役務費、原材料費、旅費及び公債費に係る支出負担行為
- 別表第4課長等共通専決事項の表第14項に次の2号を加える。
- (16) 小切手の償還請求に基づく支出の調査決定及び支出命令
 - (17) 入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに支出命令

別表第4財政課長専決事項の表第2項を削り、同表第3項中第4号から第6号までを削り、同項第7号中「10万円以下」を「50万円未満」に改め、同号を同項第4号とし、同項を同表第2項とし、同表中第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第4企画政策課長専決事項の表中「企画政策課長」を「企画課長」に改め、同表第2項を削る。

別表第4観光定住課長専決事項の表を削る。

別表第4市民課長専決事項の表中第8項を削り、同表中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 杉未会館及び杉末児童館の使用許可に関すること。

別表第4市民課長専決事項の表中第9項から第14号までを削り、第15項を第9項とし、第16項から第18項までを6項ずつ繰り上げる。

別表第4税務課長専決事項の表中「税務課長」を「税務・国保課長」に改め、同表に次の6項を加える。

- 5 国民健康保険被保険者証の交付に関すること。
- 6 療養取扱機関の請求による一部負担金の徴収に関すること。
- 7 高額療養費貸付金及び出産費貸付金に関すること。
- 8 国民年金に関すること。
- 9 健康保険日雇特例被保険者手帳（受給資格者票含む。）の交付等に関すること。
- 10 後期高齢者医療保険料の分納計画の承認に関すること。

別表第4地域福祉介護課長専決事項の表を削る。

別表第4社会福祉課長専決事項の表に次の3項を加える。

- 2 子育て支援医療、老人医療及び福祉医療の受給者証の交付に関すること。
- 3 コミュニティルーム及びクッキングルームの使用許可に関すること。
- 4 福祉バスの使用許可に関すること。

別表第4健康増進課長専決事項の表中「健康増進課長」を「健康・介護課長」に改め、同表中第3項を第7項とし、第2項を第6項とし、第1項を第5項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 1 介護保険被保険者資格の得喪に関すること。
- 2 介護保険被保険者証及び介護保険資格者証の交付に関すること。
- 3 要介護認定に関すること。
- 4 在宅高齢者支援事業の利用者の決定に関すること。

別表第4産業振興課長専決事項の表中「産業振興課長」を「商工観光課長」に改め、同表第1項

を次のように改める。

1 観光交流センター及び市営駐車場の使用許可に関すること。

別表第4農林水産課長専決事項の表に次の4項を加える。

5 工事用資材及び機械器具の選定及び検収に関すること。

6 市の管理する漁港施設の一時占用及び放置物件の除去命令に関すること。

7 漁港の区域内における危険物等の荷役許可に関すること。

8 漂流及び沈没物件の処置に関すること。

別表第4農山漁村振興課長専決事項の表を削る。

別表第4会計課長専決事項の表第5項を削る。

(宮津市広報事務取扱規程の一部改正)

第2条 宮津市広報事務取扱規程(昭和60年訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条中「総務課」を「企画課」に改める。

第6条、第7条、第8条第2項及び第9条中「総務課長」を「企画課長」に改める。

第10条中「毎月2回、別に定める自治会への文書配送日に合わせて発行するものとする」を「毎月1回、第8条第1項本文に規定する「広報誌みやづ」の発行日に発行するものとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特に必要と認めるときは、臨時に別に定める自治会への文書配送日に合わせて発行することができる。

第11条中「総務課長」を「企画課長」に改める。

(宮津市電子計算組織の管理に関する規程の一部改正)

第3条 宮津市電子計算組織の管理に関する規程(平成3年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「宮津市理事者会議設置要綱」を「宮津市理事者会議設置規程」に改める。

第8条中「職員担当課」を「電子計算事務総括担当課」に改める。

(宮津市職員の職名に関する規程の一部改正)

第4条 宮津市職員の職名に関する規程(昭和33年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「課長、参事」を「課長、担当課長、参事」に改める。

(宮津市職員服務規程の一部改正)

第5条 宮津市職員服務規程(平成5年訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「課長及び」を「課長、担当課長及び」に改める。

(宮津市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第6条 宮津市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成28年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、会計管理者」を削る。

(宮津市男女共同参画施策推進会議設置規程の一部改正)

第7条 宮津市男女共同参画施策推進会議設置規程(平成29年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、会計管理者」を削る。

(建設工事入札参加資格審査委員会規程の一部改正)

第8条 建設工事入札参加資格審査委員会規程(平成14年訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長」を「企画財政部長」に改める。

(宮津市指名業者選考委員会規程の一部改正)

第9条 宮津市指名業者選考委員会規程(平成14年訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長」を「企画財政部長」に改める。

(宮津市空家空地対策庁内推進会議設置規程の一部改正)

第 1 0 条 宮津市空家空地対策庁内推進会議設置規程（平成29年訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「空家対策推進課」を「空家対策担当課」に改める。

（宮津市理事者会議設置要綱の一部改正）

第 1 1 条 宮津市理事者会議設置要綱（平成 3 年訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市理事者会議設置規程

第 2 条第 1 項中「、会計管理者」を削る。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

————— * * * —————

宮津市訓令甲第 2 号

庁中一般
各 かい

宮津市防犯カメラの設置及び運用に関する規程を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市防犯カメラの設置及び運用に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、市民等の安全の確保及び個人情報の保護を図るため、市が設置する防犯カメラの設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を主たる目的として特定の場所に継続的に設置する撮影装置で、撮影した画像を記録する機能を有するものをいう。

（個人情報の保護）

第 3 条 職員は、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、防犯カメラにより記録された画像（以下単に「画像」という。）が個人のプライバシーに関する情報であることに常に配慮し、宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第 1 号）の趣旨に従って、適正に取り扱わなければならない。

（管理責任者）

第 4 条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラを所管する課ごとに防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、それぞれの防犯カメラを所管する課の長をもってこれに充てるものとする。

（防犯カメラの設置）

第 5 条 防犯カメラを設置しようとする課の長は、その旨を当該設置の日までに防犯カメラ設置届出書により総務課長に届け出なければならない。

2 防犯カメラの設置場所は、その設置目的を達成するために必要な最小限の撮影範囲となる適切な場所としなければならない。

（設置の表示）

第 6 条 管理責任者は、防犯カメラの撮影区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨並びに当該防犯カメラを所管する部及び課の名称を表示しなければならない。

（変更の届出）

第 7 条 管理責任者は、第 5 条第 1 項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに防犯カメラ変更届出書により総務課長に届け出なければならない。

（画像の保存等）

第 8 条 管理責任者は、画像を保存するときは、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存しなければならない。

- 2 画像の保存期間は、当該画像を記録した日から起算して1月以内とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、必要最小限の範囲内で保存期間を延長することができる。
- 3 管理責任者は、前項に規定する画像の保存期間が満了したときは、速やかに画像を消去するものとする。
- 4 管理責任者は、画像の記録媒体を廃棄するときは、破碎その他の適切な方法により処理しなければならない。
- 5 管理責任者は、前各項に定めるもののほか、管理する画像及びその記録媒体について、漏えい、滅失、毀損その他の事故が生じないように必要な措置を講じなければならない。

(画像の閲覧)

第9条 職員は、画像を閲覧する場合は、あらかじめ画像閲覧記録簿に管理責任者の承認を受けなければならない。

2 職員は、画像を閲覧する場合は、次に掲げる場合を除き、特定の個人の行動を閲覧してはならない。

- (1) 画像から識別される本人の同意がある場合
- (2) 法令等に基づき閲覧する場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
- (4) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

3 職員は、画像を閲覧した場合は、その内容を画像閲覧記録簿に記録し、これを管理責任者に提出しなければならない。

(委託等に伴う措置)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を市の機関以外のものに行わせる場合は、契約、協定等により、この規程の趣旨を遵守し、個人情報保護に関し十分な措置を講ずるよう義務付けなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を市の機関以外のものに行わせる場合において必要があると認めるときは、防犯カメラの運用状況を実地に調査し、又は当該市の機関以外のものに報告を求め、若しくは必要な指示を行うものとする。

(苦情処理)

第11条 管理責任者は、市民等から市が設置する防犯カメラに関する苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(防犯カメラの撤去)

第12条 管理責任者は、防犯カメラを設置する必要がなくなったときは、速やかに、これを撤去し、防犯カメラ撤去届出書により総務課長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、防犯カメラ設置届出書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第3号

庁中一般
各 かい

宮津市消防団員等表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市消防団員等表彰規程の一部を改正する規程

宮津市消防団員等表彰規程（昭和34年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号による」を「次に掲げるとおりとする」に改め、同項第4号を削る。

第3条中「次の各号による」を「次に掲げるとおりとする」に改め、同条第4号を削る。

第4条第1項中「次の各号」を「次に掲げるところ」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「前項第1号から第3号」を「前項各号」に改める。

第5条中「次の各号による」を「次に掲げるとおりとする」に改め、同条第4号を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第8号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成31年3月16日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成31年3月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成31年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字獅子、波路、宮村、今福、須津、国分、溝尻、小松及び大垣の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字獅子、波路、宮村、今福、須津、国分、溝尻、小松及び大垣の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり

————— * * * —————

宮津市公告第9号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成31年3月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字日置地内	平成31年4月14日 午前9時00分頃	11台

————— * * * —————

宮津市公告第10号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成31年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下掲示済）

————— * * * —————

宮津市公告第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成31年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 種 類 用途地域
- 2 位置及び区域 宮津市字江尻、難波野、大垣及び中野地内
区域は計画図表示のとおり
- 3 縦 覧 場 所 宮津市建設部都市住宅課（本館南棟3階）

————— * * * —————

宮津市公告第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成31年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 種 類 地区計画
- 2 名 称 宮津難波野地区地区計画
- 3 位置及び区域 宮津市字江尻、難波野、大垣及び中野地内
区域は計画図表示のとおり
- 4 縦 覧 場 所 宮津市建設部都市住宅課(本館南棟3階)

————— * * * —————

宮津市公告第13号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号）第5条の規定により、公告します。

平成31年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市字喜多、惣、獅子、波路、宮村、今福、須津、江尻、難波野、大垣、中野、小松、溝尻及び国分の各一部

————— * * * —————

宮津市公告第14号

つつじが丘団地宅地分譲に関する規則（平成17年規則第5号）第5条の規定により、平成17年8月1日付けで公告した宅地の位置、地積及び分譲価格について、次のとおり変更する。

平成31年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 宅地の位置、地積及び分譲価格

所 在 地	地積（平方メートル）	分譲価格（円）
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1059番地	211.18	4,100,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1066番地	208.23	5,310,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1073番地	200.05	3,580,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1075番地	198.69	3,560,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1076番地	198.06	3,550,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1077番地	197.21	3,530,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1083番地	194.45	4,960,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1088番地	189.16	3,860,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1090番地	186.89	3,810,000

宮津市字獅子崎小字つつじが丘1091番地	185.84	3,790,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1092番地	184.62	3,770,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1093番地	183.56	3,740,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1096番地	183.65	4,680,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1167番地	210.51	4,290,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1168番地	217.96	4,450,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1169番地	225.61	5,190,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1172番地	213.41	5,440,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1173番地	208.03	5,300,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1175番地	197.72	5,040,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1179番地	199.12	4,580,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1180番地	205.08	4,720,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1181番地	209.58	4,820,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1182番地	212.35	4,880,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1183番地	229.79	5,290,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1184番地	233.96	5,380,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1185番地	267.14	6,200,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1229番地	231.78	5,080,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1230番地	230.48	5,050,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1231番地	230.28	5,040,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1232番地	229.37	5,020,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1244番地	239.81	5,010,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1245番地	226.49	4,620,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1246番地	229.07	4,670,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1247番地	232.32	4,740,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1248番地	235.38	4,570,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1249番地	268.82	5,350,000
宮津市字獅子崎小字つつじが丘1251番地	236.05	5,710,000

水 道 企 業

《 告 示 》

宮津市水道告示第3号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成31年3月8日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第S04077号

- (1) 名 称 達富設備
- (2) 所在地 亀岡市古世町3丁目1番9号
- (3) 代表者 達 富 久 喜

* * *

宮津市水道告示第4号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成31年3月20日

宮津市水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第S19139号

- (1) 名称 株式会社室野商店
- (2) 所在地 京丹後市網野町網野206番地の2
- (3) 代表者 代表取締役 室野敏範

* * *

宮津市水道告示第5号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成31年3月20日

宮津市水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第S02060号

- (1) 名称 カヤ興産株式会社
- (2) 所在地 与謝郡与謝野町字滝941番地の2
- (3) 代表者 代表取締役 山崎重信

* * *

宮津市水道告示第6号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第8条第3号に該当するため、宮津市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第10条の規定により告示する。

平成31年3月20日

宮津市水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第S98041号

- (1) 名称 萬松住設工業株式会社
- (2) 所在地 舞鶴市字伊佐津498番地
- (3) 代表者 代表取締役 安田富保

指定番号 宮水道指定第S99047号

- (1) 名称 荻野設備
- (2) 所在地 京丹後市峰山町荒山716番地
- (3) 代表者 荻野清志

指定番号 宮水道指定第S02058号

- (1) 名称 有限会社サカタ機械設備設計
- (2) 所在地 舞鶴市字森215番地
- (3) 代表者 代表取締役 坂田禎三

指定番号 宮水道指定第S03068号

- (1) 名称 株式会社小野設備
- (2) 所在地 京丹後市峰山町杉谷872番地の1
- (3) 代表者 代表取締役 小野直樹

指定番号 宮水道指定第S08107号

- (1) 名称 ヤマゾエ住設
- (2) 所在地 京丹後市久美浜町新庄15番地
- (3) 代表者 山添実

* * *

宮津市水道告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金の収納の事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成31年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

収納事務受託者

所在地	名称
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	ヤフー株式会社
東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー23階	LINE Pay株式会社

《規 程》

宮津市水道事業管理規程第2号

宮津市水道事業処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

宮津市水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水道事業処務規程等の一部を改正する規程
(宮津市水道事業処務規程の一部改正)

第1条 宮津市水道事業処務規程（昭和43年水管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「参事」を「担当課長、参事」に改める。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「所属部長」を「所属課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 担当課長は、所属課長の命を受け、その分掌事務のうち、特に命じられた事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

(宮津市水道事業事務代決及び専決規程の一部改正)

第2条 宮津市水道事業事務代決及び専決規程（平成4年水管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 担当課長 宮津市水道事業処務規程第3条第4項に定める担当課長をいう。

第4条に次の1項を加える。

2 担当課長が、特に命じられた事務を掌理する場合の専決することができる事項に係る前項の規定の適用については、同項中「課長」とあるのは「担当課長」と読み替えるものとする。

この場合において、同項中「別表第2」とあるのは「別表第2（課長専決事項の表第3項、第4項及び第5項を除く。）」とする。

第5条第3項中「係長」を「課長補佐又は係長」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第4条第2項の規定により担当課長が専決することができる事項で、担当課長が不在であるときは、同一の所属における課長がその事項を代決し、当該課長及び担当課長がともに不在であるときは、その事項に係る事務を主管する課長補佐又は係長がその事項を代決する。

別表第1第1項中「重要な事項（特に重要なものを除く。）」を「比較的重要な事項」に改める。

別表第1第10項第1号中「700万円以下」を「2,000万円未満」に改め、同項第2号中「500万円以下」を「2,000万円未満」に改め、同項第4号及び第5号中「以下」を「未満」に改める。

別表第2第13項中「200万円以下」を「300万円未満」に改め、同表中第20項を削り、第19項を第20項とし、同表第18項中「1件100万円以下」を「前項に定めるもののほか1件300万円未満」に改め、同項を同表第19項とし、同表第17項の次に次の1項を加える。

- 18 修繕料を除く需用費、役務費、原材料費、旅費及び公債費に係る支出負担行為
別表第2第24項を削る。

（宮津市水道企業職員の職名に関する規程の一部改正）

第3条 宮津市水道企業職員の職名に関する規程（昭和43年水管規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「参事」を「担当課長、参事」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会

《規 則》

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号を削る。

第24条第4項中「参事」を「担当課長、参事」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第2号

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」

という。)に定めがあるもののほか、法第47条の6の規定に基づき、宮津市立の小学校又は中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して宮津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域住民及び保護者等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、共に子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指すものとする。

(指定及び設置)

第3条 教育委員会は、前条に規定する協議会の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校として指定し、当該指定した学校(以下「指定学校」という。)ごとに協議会を設置する。ただし、2以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2以上の学校について1の学校運営協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定学校の校長及び地域住民等の意向を踏まえるものとする。

3 指定の期間は2年とし、再指定することができる。

(組織)

第4条 協議会は、各指定学校につき委員10人以内をもって組織し、その委員定数は、教育委員会が当該指定学校の校長と協議して定めるものとする。

2 委員は、法第47条の6第2項第1号から第3号までに掲げる者のほか、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該指定学校の教職員

(2) 前号に定める者のほか教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、法第47条の6第3項の規定による委員の任命に関する意見の申出があったときは、指定学校の校長から当該意見を聴くものとし、これを尊重して委員を委嘱し、又は任命するように努めるものとする。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、前条第1項の委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第4項の規定により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の身分及び報酬)

第6条 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。ただし、委員の報酬は、無報酬とする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を、営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解嘱等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解嘱し、又は解任することができる。

(1) 委員が解嘱又は解任を願い出た場合

(2) 前条の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が解嘱又は解任に相当する事由があると認める場合

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、第4条第2項第1号の委員を会長に選出することはできない。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、指定学校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 指定学校の校長は、自ら会議に出席して意見を述べ、又は教職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第11条 会議は、原則、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の議により非公開とすることができる。

- (1) 個人情報の保護等が必要なとき。
- (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。
- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(基本的な方針)

第12条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) その他教育委員会又は指定校長が必要と認める事項に関すること。
- 2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
- 3 法第47条の6第4項規定による承認が得られない場合は、指定学校の校長は、協議会の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、指定学校の校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

(意見の申出手続)

第13条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により意見を述べる場合は、必要に応じてあらかじめ指定学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第14条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(協議会の運営等)

第15条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

- 2 協議会は、毎年度、教育委員会に協議会の運営状況を報告しなければならない。

(教育委員会等による指導又は助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導又は助言を行うものとする。

- 2 指定学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう情報の提供及び説明に努め

るものとする。

(指定の取消し)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該指定学校の指定を取り消すことができる。

(1) 協議会が機能せず、その設置の目的を果たせない場合

(2) 協議会としての意思の形成が困難な場合

(3) その他当該指定学校の学校運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合

2 教育委員会は、前項の規定による指定の取消しに当たっては、事前に当該指定学校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、運営改善に努めるものとする。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、指定学校において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市スクールバス運行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

宮津市教育委員会規則第3号

宮津市スクールバス運行規則の一部を改正する規則

宮津市スクールバス運行規則（平成25年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「宮津市立栗田小学校及び」を「宮津市立宮津小学校、栗田小学校、日置小学校及び養老小学校、宮津市立宮津中学校及び栗田中学校並びに」に改め、同条第2項第1号中「小学校」を「宮津市立の小学校」に、「並びに」を「(以下「市立小中学校」という。)並びに」に改める。

第5条の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第3条第2項第2号に規定する運行業務については、市立小中学校に勤務する校長及び教頭並びに宮津市公用自動車等管理規程(昭和46年訓令甲第5号)第2条第4号に規定する運転者(以下「運転者」という。)に限り運行できる。

第5条第2項中「受託したもの」の次に「又は運転者」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

宮津市教育委員会規則第4号

宮津市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市立学校使用条例施行規則（昭和57年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表屋外運動場の夜間照明灯の項中「1,000円」を「1,040円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の付属設備の使用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った付属設備の使用に係る使用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う付属設備の使用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 5 号

宮津市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">24, 000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">240円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">240円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">240円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1, 200円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">240円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">240円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1, 800円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">120円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">60円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">600円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">100円</td></tr> </table>	24, 000円	240円	240円	240円	1, 200円	240円	240円	1, 800円	120円	60円	600円	100円	を	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">25, 143円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">251円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">251円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">251円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1, 257円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">251円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">251円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1, 886円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">126円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">63円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">629円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">105円</td></tr> </table>	25, 143円	251円	251円	251円	1, 257円	251円	251円	1, 886円	126円	63円	629円	105円	に改める。
24, 000円																													
240円																													
240円																													
240円																													
1, 200円																													
240円																													
240円																													
1, 800円																													
120円																													
60円																													
600円																													
100円																													
25, 143円																													
251円																													
251円																													
251円																													
1, 257円																													
251円																													
251円																													
1, 886円																													
126円																													
63円																													
629円																													
105円																													

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の付属設備の使用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った付属設備の使用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う付属設備の使用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の利用料金の額の設定は、施行日前においても行うことができる。

————— * * * —————

みやづ歴史の館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 6 号

みやづ歴史の館条例施行規則の一部を改正する規則

みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	1,800円	「	1,886円	を	「	1,800円	「	1,257円	に、
	10,800円	11,314円								
	1,200円	1,257円								
	600円	629円								
	360円	377円								
	120円	126円								
	360円	377円								
	360円	377円								
	120円	126円								
	960円	1,006円								
	600円	629円								
	360円	377円								
「	1,800円	「	1,886円	「	1,200円	「	1,257円	を	に改める。	
6,000円	6,286円	600円	629円							
120円	126円	960円	1,006円							
1,200円	1,257円	960円	1,006円							
1,200円	1,257円	120円	126円							
1,200円	1,257円	1,800円	1,886円							
840円	880円	2,400円	2,514円							
		1,800円	1,886円							
		1,200円	1,257円							
		960円	1,006円							
		3,840円	4,023円							
		1,800円	1,886円							
		1,200円	1,257円							
		360円	377円							

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の付属設備の使用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った付属設備の使用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う付属設備の使用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の利用料金の額の設定は、施行日前においても行うことができる。

* * *

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第7号

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市学校給食費徴収条例施行規則（平成30年教委規則第9号）の一部を次のように改正する。
 第5条第1項第2号中「当該事実が分かった日」を「当該事実により欠食に至った日」に改める。
 第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（就学援助等からの学校給食費の徴収）

第8条 保護者が宮津市就学援助規則（平成25年教委規則第3号）に基づく就学援助の認定を受けている場合の学校給食費の徴収は、同規則第3条第1項第9号に規定する就学援助の学校給食費からの振替によるものとする。ただし、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護費を受給している場合は、当該生活保護費からの振替によるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第8号

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則

宮津市就学援助規則（平成25年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「学校長」を「直接又は学校長」に、「支払うものとする」を「支払うものとし、同項第9号に規定する学校給食費（宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号。以下「条例」という。）第1条に規定する学校給食に係る学校給食費に限る。）については、現物給付とする」に改める。

第6条第2項中「宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）」を「条例」に、「学校給食費」を「学校給食に係る学校給食費」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

《告 示》

宮津市教育委員会告示第4号

平成31年第4回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年3月4日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅 弘

- 1 日 時 平成31年3月11日（月）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第5号

平成31年第5回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成31年3月22日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅 弘

- 1 日 時 平成31年3月26日（火）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

宮津市教育委員会
教 育 長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和60年教育長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 項を第 8 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 担当課長は、教育次長の命を受け、その分掌事務のうち、特に命じられた事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

第 3 条学校教育課学校教育係の項第 23 号中「及び課」を削り、同号を同項第 24 号とし、同項中第 22 号を第 23 号とし、第 19 条から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 教育バスの使用に関すること。

第 3 条学校教育課学校給食・施設係の項に次の 1 号を加える。

(7) 課の庶務に関すること。

第 3 条社会教育課社会教育係の項第 12 号中「教育バスの使用」を「文化振興」に改め、同項中第 13 号を第 19 号とし、同項第 12 号の次に次の 6 号を加える。

(13) 市史に関すること。

(14) 文化財保護に関すること。

(15) 世界遺産登録に向けた調査及び研究に関すること。

(16) 重要文化財旧三上家住宅の管理運営に関すること。

(17) みやづ歴史の館の管理運営に関すること。

(18) 浜町ギャラリーの使用に関すること。

第 3 条中文化振興課の項を削る。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

宮津市教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

宮津市教育委員会
教 育 長 山 本 雅 弘宮津市教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名
に関する規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程（平成19年教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「課長、参事」を「課長、担当課長、参事」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第3号

庁中一般
各教育機関

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務決裁規程（平成3年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び課長」を「、課長及び担当課長」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 2 担当課長が、特に命じられた事務を掌理する場合の専決することができる事項に係る前項の規定の適用については、同項中「課長」とあるのは「担当課長」と読み替えるものとする。

第8条に次の1項を加える。

- 2 第5条第2項の規定により担当課長が専決することができる事項で、担当課長が不在であるときは、同一の所属における課長がその事項を代決し、当該課長及び担当課長がともに不在であるときは、その事項に係る事務を主管する課長補佐又は係長がその事項を代決する。

別表第1第9項第1号中「500万円以下」を「1,000万円未満」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前号に定めるもののほか」を削り、「300万円以下」を「1,000万円未満」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 予定価格30万円未満の不用物品の売却処分に関すること。

別表第1中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 教育財産の一時使用許可に関すること。

別表第2課長共通専決事項の表第15項第1号中「200万円以下」を「300万円未満」に改め、同項中第9号を削り、第8号を第9号とし、同項第7号中「単価契約に基づく物品等の購入並びに電気料金、電話、水道使用料及び契約による定例又は既定基準に基づく支出金」を「修繕料を除く需用費、役務費、原材料費及び旅費」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法令に基づく扶助費に係る支出負担行為

別表第2課長共通専決事項の表第15項第11号中「前4号」を「前3号」に、「100万円以下」を「300万円未満」に改め、同項第13号中「1件50万円以下の」を削る。

別表第2学校教育課長専決事項の表第2項を次のように改める。

2 宮津市教育バスの使用許可に関すること。

別表第2社会教育課長専決事項の表中第1項を削り、第2項を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 浜町ギャラリーの使用許可に関すること。

別表第2文化振興課長専決事項の表を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第 4 号

平成31年 4 月 7 日執行予定の京都府議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成31年 3 月 25 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成31年 3 月 29 日 午後 6 時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第 5 号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数は、次のとおりである。

平成31年 3 月 28 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 1 5 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第 6 号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成31年 3 月 28 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 2 4 1 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第 7 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成31年 3 月 28 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 6 2 1 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第 8 号

平成31年 4 月 7 日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成31年 3 月 28 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

(以下省略)

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第9号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。
平成31年3月29日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	// 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	// 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	// 漁師1547・1548合番地
第5投票区	城南公民館	// 京口126番地
第6投票区	城東会館	// 吉原2573番地
第7投票区	たんぼぼ保育園	// 惣906番地
第8投票区	上宮津地区公民館	// 小田231番地
第9投票区	中村公民館	// 中村190番地の1
第10投票区	栗田幼稚園	// 上司261番地の4
第11投票区	小田宿野公民館	// 小田宿野191番地の3
第12投票区	矢原公民館	// 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	// 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	// 文珠497番地の1
第15投票区	江尻公会堂	// 江尻432番地の2
第16投票区	溝尻公民館	// 溝尻354番地の1
第17投票区	浜公民館	// 日置590番地
第18投票区	上公民館	// 日置2583番地の7
第19投票区	下世屋公民館	// 下世屋(山口神社前)
第20投票区	世屋高原休憩所	// 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	// 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンターせんごく	// 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	// 田原76番地の1
第24投票区	里波見公民館	// 里波見623番地
第25投票区	日ヶ谷地区公民館	// 日ヶ谷5126番地
第26投票区	由良地区公民館(由良の里センター)	// 由良1289番地の1

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成31年3月29日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後6時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第21投票所	午前7時から午後6時まで
第23投票所	午前7時から午後7時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第11号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成31年3月29日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区		森口英一		白数真理子
〃 2 〃		林崎芳紀		大島恵美
〃 3 〃		松井正之		河合隆太
〃 4 〃		廣瀬政夫		森山領介
〃 5 〃		横谷宏明		松本隆幸
〃 6 〃		高村一彦		小谷全弘
〃 7 〃		小牧美忠		大和陽三
〃 8 〃		田中修二		上高ゆみ
〃 9 〃		中嶋章夫		谷口博美
〃 10 〃		永濱敏之		長澤嘉之
〃 11 〃		田野博司		中村理恵子
〃 12 〃		橋本一郎		橋本和実
〃 13 〃	<省 略>	笠井裕代	<省 略>	小谷陽介
〃 14 〃		山根洋行		山上真由子
〃 15 〃		宮崎茂樹		松本敏裕
〃 16 〃		小西正樹		永濱智恵美
〃 17 〃		藤村光代		西村博和
〃 18 〃		田村育生		長澤伸司
〃 19 〃		大銅浩助		河原浩志
〃 20 〃		居村真		千阪季成
〃 21 〃		松崎正樹		藤原健二
〃 22 〃		前田繁		朽岡俊美
〃 23 〃		辻村範一		佐々木義照
〃 24 〃		松島義孝		谷口宏幸
〃 25 〃		早川善朗		黄前佳之
〃 26 〃	矢野善記	山本隆教		

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成31年3月29日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

- 1 開票場所
開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
平成31年4月7日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第13号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成31年3月29日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

開票管理者

住所 <省略>
氏名 堀口善一

開票管理者職務代理人

住所 <省略>
氏名 白石肇子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成31年3月29日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

- 1 日時 平成31年4月4日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第15号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成31年3月29日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理人を、次のとおり選任した。

平成31年3月29日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

期日前投票所投票管理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<省略>	堀口善一	平成31年3月31日 平成31年4月4日
	白石肇子	平成31年4月1日 平成31年4月6日
	前田良二	平成31年3月30日 平成31年4月2日
	後藤信子	平成31年4月3日 平成31年4月5日

期日前投票所投票管理者職務代理人		
住所	氏名	職務を行うべき日
<省略>	岡本香代	平成31年3月30日から 平成31年4月6日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

平成31年3月29日付け宮津市選挙管理委員会告示第16号により選任した京都府議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者を下記のとおり変更する。

平成31年4月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

記

- 1 平成31年4月3日の期日前投票所投票管理者
変更前 住所 <省略>
氏名 後 藤 信 子
変更後 住所 <省略>
氏名 堀 口 善 一
- 2 平成31年4月5日の期日前投票所投票管理者
変更前 住所 <省略>
氏名 後 藤 信 子
変更後 住所 <省略>
氏名 前 田 良 二

公平委員会

《規 則》

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

宮津市公平委員会
委員長 小 谷 淳 一

宮津市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「課長」の次に「、担当課長」を加え、「秘書広報係長」を「秘書係長」に、「企画政策課 企画調整係長」を「企画課 企画政策係長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「課長」の次に「、担当課長」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

監査委員

《公 表》

宮津市監査公表第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成31年3月25日

宮津市監査委員 稲 岡 修
宮津市監査委員 河 原 末 彦

平成30年度 定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

平成31年1月8日から平成31年3月25日まで

3 監査の方法等

平成30年4月1日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全部・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、概ね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務・事業の執行に当たっては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、宮津市の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が求められていることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえながら公共の福祉の増進に努められることを期待する。

■平成30年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

◇部局別職員数の状況

部 局 等		定 数	職 員 数 平成30年4月1日	職 員 数 平成29年4月1日
市長事務部局	理 事	185人	1人	1人
	総務部		27人	29人
	企画部		20人	20人
	市民部		29人	29人
	健康福祉部		48人	50人
	産業経済部		19人	17人
	建設部		30人	29人
	会計課		4人	4人
小 計	185人	178人	179人	
議 会	5人	4人	4人	
教育委員会	48人	37人	38人	
選挙管理委員会	1人	0人	0人	
公平委員会	1人	0人	0人	
監査委員	2人	1人	1人	
農業委員会	3人	2人	2人	
公営企業	15人	11人	11人	
合 計	260人	233人	235人	

職員数は、前年の235人から233人と2人の減員となっている。平成17年の300人から比較すると67人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的には概ね適正に行われていると認められた。なお、平成29年度決算における健全化判断比率は基準内にあるものの上昇(悪化)しており、良好とは言えない水準で推移していることから、今後の財政運営についてなお一層の配慮を払いたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、平成30年4月1日から10月31日までに執行された業務委託、工事・修繕、補助金及び貸付金の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等	事務事業の件数				合 計 ①～④	前年度	
	①業務委託	②工事・修繕	③補助金	④貸付金			
市長事務部局	総務部	47	2	14	1	64	60
	企画部	40	3	35		78	81
	市民部	49	17	2		68	78
	健康福祉部	89		16		105	101
	産業経済部	20	43	32		95	65
	建設部	84	113	3		200	169
	会計課						
小 計	329	178	102	1	610	554	
議 会	2				2	2	
教育委員会	50	13	21		84	87	
選挙管理委員会							
公平委員会							
監査委員							
農業委員会	1				1	1	
合 計	382	191	123	1	697	644	

※ 市民部における環境美化事業補助金、資源ごみ回収活動報奨金については、一括してそれぞれ1件とした。

事務事業の件数を前年度同時期と比較すると、合計で53件増加している。内訳は、業務委託が29件減少し、工事・修繕が70件、補助金が12件増加している。なお、貸付金は増減なしである。

4 契約事務について

(1) 契約状況

①業務委託について

○監査対象とした業務委託382件の契約方法は、指名競争入札23件(6.0%)、随意契約359件(94.0%)となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—	—	—
指名競争入札	23	6.0	49	11.9
随意契約	359	94.0	362	88.1
計	382	100.0	411	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
10万円以下	71	18.6	48	11.7
10万円超 50万円以下	120	31.4	150	36.5
50万円超 100万円以下	35	9.2	46	11.2
100万円超 500万円以下	99	25.9	103	25.1
500万円超 1,000万円以下	23	6.0	33	8.0
1,000万円超	34	8.9	31	7.5
計	382	100.0	411	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

○指名競争入札による23件の入札者数は次のとおりであった。

○随意契約によるもの359件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契 約 区 分	契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 り 業 者 数				前年度契約件数	
		省略	1者	2者	3者以上		
条件付一般競争入札							
指名競争入札	23			2	21	49	
随 意 契 約	(167条の2第1項各号の要旨)						
	第1号予定価格が範囲内	165	24	104	12	25	165
	第2号その性質目的が競争入札に適さない	159	36	122		1	167
	第3号福祉団体等との契約	10		10			13
	第4号新商品の開拓を図る者との契約						
	第5号緊急の必要により	18		18			11
	第6号競争入札に付することが不利	1		1			
	第7号時価に比して著しく有利な価格						
	第8号競争入札に付し入札者がいない	6		6			6
	第9号落札者が契約しないとき						
小 計	359	60	261	12	26	362	
計	382	60	261	14	47	411	

②工事・修繕について

○工事等に係るもの191件の契約方法は、指名競争入札を行ったもの69件(36.1%)、随意契約によるもの122件(63.9%)となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等		前年度の工事等	
	件 数(件)	構成比(%)	件 数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—	4	3.3
指名競争入札	69	36.1	63	52.1
随 意 契 約	122	63.9	54	44.6
計	191	100.0	121	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。
工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工 事 ・ 修 繕		前年度の工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
50万円以下	39	20.4	26	21.5
50万円超 130万円以下	47	24.6	26	21.5
130万円超 300万円以下	31	16.2	21	17.4
300万円超 1,000万円以下	35	18.3	12	9.9
1,000万円超 5,000万円以下	29	15.2	32	26.4
5,000万円超 1億5,000万円以下	8	4.2	3	2.5
1億5,000万円超	2	1.1	1	0.8
計	191	100.0	121	100.0

○指名競争入札による69件の入札者数は、次のとおりであった。

○随意契約による122件について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契 約 区 分	契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 り 業 者 数				前年度契約件数
		省略	1者	2者	3者以上	
条件付一般競争入札						4
指名競争入札	69				69	63
随 意 契 約 (167条の2第1項各号の要旨)	第1号予定価格が範囲内	66	54	2	10	30
	第2号その性質目的が競争入札に適さない	25	22	1	2	18
	第3号福祉団体等との契約					
	第4号新商品の開拓を図る者との契約					
	第5号緊急の必要により	20	20			2
	第6号競争入札に付することが不利	4	4			4
	第7号時価に比して著しく有利な価格					
	第8号競争入札に付し入札者がいない	7	7			
	第9号落札者が契約しないとき					
小 計	122		107	3	12	54
計	191		107	3	81	121

(2) 契約、文書事務について

① 文書事務について

文書事務については、年度当初に庶務担当係長会議が開催され、原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底を図られてきたところである。

しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、単純なミスや不鮮明な押印、書類が時系列に綴られていないものも多く見受けられた。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、適正な事務処理が行われることを強く望むものである。

② 印紙について

契約書類の印紙の取扱いについては概ね改善が図られているが、依然として、原議書に記載の印紙税額と契約書に貼付してある印紙税額が違うケースが見受けられた。

印紙税法に照らして、印紙税額が適正であるかどうかの確認はもとより、受注者から提出された契約書の確認も含め、適切な事務処理に努められたい。

③ 契約状況について

前年度と比較して、業務委託に係る契約件数は29件の減少、工事・修繕については70件の増加となっている。

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が23件（6.0%）、随意契約が359件（94.0%）となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が69件（36.1%）、随意契約が122件（63.9%）となっており、前年度と比較すると随意契約の比率が19.3ポイント高くなっている。

また、随意契約のうち、業務委託の261件（72.7%）、工事・修繕の107件（87.7%）が1者見積りで行われている。

本年度においては、災害復旧事業における少額工事の増や緊急の必要、競争入札に付し入札者がいない等の理由により、随意契約及び1者見積りによる契約件数が増加したものであるが、随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。その中でも1者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識したうえで運用されるよう要望する。

④ 契約書について

業務委託契約書において、契約書第5条の規定が基準契約書と異なる記載となっているものが見受けられたほか、数種類ある基準契約書自体においても異なる記載となっている。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

5 補助金について

監査対象とした補助金は123件で、前年度から12件増加している。監査を行った交付事務については、概ね適正に行われていると認められ、各種団体の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

しかしながら、申請者から前金払の書類提出がないにもかかわらず前金払で交付しているケースや、事業計画上必要と認め難い全額の前金払いを行ったものも見受けられた。市の一方的な決裁手続で行うのではなく、書類による申出によって必要性を判断されたい。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や電話催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、滞納繰越分の収納状況において、多くの収納金の収納率は0%～10%代であり、毎年度滞納額が増額となる傾向にある。公債権、私債権の別はあるものの法的措置を視野に入れた条例改正も早急に検討され、実効性が担保できる体制を構築することが必要である。新たな滞納対策の制度設計が検討されているとのことであるため、その下で滞納額の解消が図られることを期待するものである。

また、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、引き続き職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実情を把握した上で、粘り強く徴収活動を進められたい。